

令和7年

三重県議会定例会会議録

（9月30日
第18号）

第18号
9月30日

令和7年

三重県議会定例会会議録

第 18 号

○令和7年9月30日（火曜日）

議事日程（第18号）

令和7年9月30日（火）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔代表質問〕

第2 議案第128号から議案第142号まで並びに認定第1号から認定第4号まで

〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

日程第2 議案第128号から議案第142号まで並びに認定第1号から認定第4号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	市野修平
2	番	曾我正彦
3	番	荊原広樹
4	番	伊藤雅慶
5	番	世古明
6	番	市川岳人

7	番	龍	神	啓	介
8	番	辻	内	裕	也
9	番	吉	田	紋	華
10	番	難	波	聖	子
11	番	芳	野	正	英
12	番	川	口		円
13	番	喜	田	健	児
14	番	中	瀬	信	之
16	番	中瀬	古	初	美
17	番	廣		耕太郎	
18	番	松	浦	慶	子
19	番	石	垣	智	矢
20	番	山	崎		博
21	番	野	村	保	夫
22	番	倉	本	崇	弘
23	番	山	内	道	明
24	番	田	中	智	也
25	番	藤	根	正	典
26	番	森	野	真	治
27	番	杉	本	熊	野
28	番	藤	田	宣	三
29	番	田	中	祐	治
30	番	野	口		正
31	番	谷	川	孝	榮
32	番	石	田	成	生
33	番	村	林		聰
34	番	小	林	正	人
35	番	東			豊

36	番	長 田	隆 尚
37	番	今 井	智 広
38	番	稻 垣	昭 義
39	番	日 沖	正 信
40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	中 嶋	年 規
42	番	青 木	謙 順
43	番	中 森	博 文
44	番	山 本	教 和
45	番	西 場	信 行
46	番	中 川	正 美
47	番	服 部	富 男
48	番	津 田	健 児
欠席議員	1名		
15	番	平 畑	武

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		佐 波	齊
書 記 (事務局次長)		小 野	明 子
書 記 (議事課長)		吉 川	幸 伸
書 記 (議事課課長補佐兼班長)		橋 本	哲 也
書 記 (議事課班長)		藤 堂	恵 生
書 記 (議事課主任)		伊 藤	光 彦

会議に出席した説明員の職氏名

知 事		一 見	勝 之
副 知 事		服 部	浩
副 知 事		野 呂	幸 利

危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	長 崎	禎 和
地域連携・交通部長	生 川	哲 也
防災対策部長	田 中	誠 徳
医療保健部長	松 浦	元 哉
子ども・福祉部長	竹 内	康 雄
環境生活部長	楠 田	泰 司
農林水産部長	枠 屋	典 子
雇用経済部長	松 下	功 一
観 光 部 長	塩 野	進
県 土 整 備 部 長	藤 井	和 久
総務部デジタル推進局長	横 山	正 吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本	典 夫
地域連携・交通部南部地域推進局長	関	美 幸
環境生活部環境共生局長	佐 藤	弘 之
県 土 整 備 部 理 事	上 村	告
企 業 庁 長	河 北	智 之
病院事業庁長	河 合	良 之
会計管理者兼出納局長	天 野	圭 子
教 育 長	福 永	和 伸
公安委員会委員長	吉 田	すみ江
警 察 本 部 長	敦 澤	洋 司
代表監査委員	村 上	亘

監査委員事務局長

大 西 肇 尚

人事委員会委員長

淺 尾 光 弘

人事委員会事務局長

佐 藤 史 紀

選挙管理委員会委員

岩 崎 恭 彦

労働委員会事務局長

出 井 隆 裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（服部富男） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

9月25日までに受理いたしました請願13件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

総務地域連携交通常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 38	(件 名) 「消費税減税を求める意見書」の国への送付を 求めることについて	津市中河原2055 三重県商工団体連合会 会長 山口 謙治	7年・9月

	<p>(請願趣旨)</p> <p>国民は長引く物価高に苦しみ続けている。日銀「生活意識アンケート」(6月)では、生活にゆとりがないと感じる人が60%超に上った。帝国データバンク「倒産集計2025年上半期(全国版)」によれば、12年ぶりに企業倒産が5000件を超えた。倒産企業の大半が中小企業である。日本経済の土台を揺るがす危機的状況である。県内企業の2024年度休業廃業は、前年比8.6%増の743件で、4年ぶりに700件を超えた。各種仕入価格の高騰に加えて、人手不足や人件費の上昇など企業を取り巻く損益環境の悪化から「あきらめ廃業」の増加が懸念されるという状況である。</p> <p>7月の参議院選挙では物価高対策をめぐり、給付金と消費税減税が一大争点となり、消費税減税を掲げた政党が大きく躍進した。</p> <p>事業者は赤字でも消費税の納税を迫られている。人件費など付加価値に課税される消費税率が引き下げられ、事業者の負担が軽減されれば、賃金引き上げにもつながる。</p> <p>税の専門家は、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる財源が十分に生まれると試算している。</p> <p>私たちは、住民の暮らし、地域経済、ひいては地方自治体に深刻な打撃を与える消費税を、引き下げて頂くことを強く求める。</p> <p>以上の趣旨から下記事項について請願する。</p> <p>(請願事項)</p> <p>一、消費税減税を求める意見書を国に送付していただくこと。</p>	(紹介議員) 吉田紋華	
請 39	<p>(件名)</p> <p>「インボイス制度の経過措置を存続するよう求める意見書」を国に送付することを求めるについて</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>7月の参議院選挙では、物価高対策が最大の争点となり、消費税減税とインボイス制度を廃止するよう訴えた政党が、得票・議席数とも多数となった。国民の願いに応えて消費税減税とインボイス制度の廃止をすべきである。</p> <p>依然として続く物価高の中で、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で小規模企業の倒産が</p>	津市中河原2055 三重県商工団体連合会 会長 山口 謙治 (紹介議員) 吉田紋華	7年・9月

	<p>増加している。こうした厳しい状況に拍車をかけているのがインボイス制度である。</p> <p>インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税が免除される売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられている。インボイス発行に伴う実務負担はもとより、発注者からの取引排除や値引きの強要など不公正な取引も後を絶たない。</p> <p>インボイス制度を考えるフリーランスの会の調査によると「消費税の価格転嫁ができない」が77%に上り、4者に1者以上が経過措置を廃止された段階で免税業者との取引を「見直す、取引しない」と回答している。こうした状況のまま、経過措置を縮小・廃止すれば、小規模事業者やフリーランスは廃業の危機に追い詰められることとなる。</p> <p>消費税の正確な計算は、これまでの「区分記載請求書」で可能である。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項について請願する。</p> <p>(請願事項)</p> <p>一、インボイス制度の経過措置として実施された「2割特例」「8割控除」の継続を求める意見書を国に送付すること。</p>		
請 40	<p>(件名)</p> <p>自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求ることについて</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>自動車産業は、日本の経済、雇用を支える基幹産業である。自動車が地域住民の移動に不可欠な生活必需品であることは勿論、資材調達・製造をはじめ販売・整備、運送や利用者向けサービスなどの様々な関連業種から成る産業でもあり、日本の就業人口のおよそ1割にあたる約550万人の雇用を抱え、経済を下支えている。</p> <p>一方で自動車の国内販売は減少が続いている、生産台数も同傾向である中、足元の米国関税問題で取り沙汰されたように、これまで以上の海外への生産移転などの進展は、地域の経済、雇用への影響を及ぼしかねない。また、適正取引の取り組み強化による賃上げが進展し始めたばかりにもかかわらず、このような産業の収益構造の悪化は、</p>	<p>鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 宮端 整吾</p> <p>(紹介議員)</p> <p>荊原広樹 龍神啓介 難波聖子 喜田健児 中瀬信之 山崎博 山内道明 村林聰 長田隆尚</p>	7年・9月

<p>地域企業などのサプライチェーン全体への負担となり、賃上げや成長投資を抑制させ、デフレ経済へ逆戻りとなるリスクもはらんでいる。</p> <p>国内の需要喚起による消費や関連産業の活性化と、電動車や自動運転などの新たな分野への国内投資促進策を通じた技術革新と雇用創出によって、我が産業の持続的な維持・発展を進めていくことが日本および地域経済にとってより重要となっていると考える。</p> <p>そのような中、昨年末の税制改正大綱にて自動車税制の改革について令和8年度大綱で結論を出すことが謳われた。自動車関係諸税は負担が重ければ重いほど、自動車を使う地方住民や企業の負担を増すものであり、50年以上も過去から続く現行の複雑かつ過重で不条理な税制を見直すチャンスがきたものと捉えている。</p> <p>なによりも現状税制の負担の軽減（減税）と簡素化を強く要望しつつ、自動車ユーザーに更なる負担を求める走行距離課税や、電動車普及促進を阻害しかねないE V・F C Vに対する増税論議には反対の意思表示をしていくことも不可欠である。なお、各自治体においてデジタル化やC A S E / M a s s の推進に取り組み、より暮らしやすい（人口流入）・働きやすい（雇用創出）まちへと発展していくためにも、自動車関係諸税の地方税部分が減税される際には、国税からの譲与を伴うことを前提とする等、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減策を求める。併せて、車体課税・燃料課税を今後必要となる税目に充てる特定財源化することで、地域の独自性のもと魅力ある地域づくりに取り組める税制を求める。</p> <p>以上のような理由から、貴議会において、地方財源に影響を与えないよう、国税からの移譲を伴うことを前提とした「自動車関係諸税の見直し」に関し、国の関係機関に下記内容を求める意見書を提出いただくよう強く切望するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>自動車関係諸税の負担軽減に向けて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車体課税を見直し、簡素化・負担の軽減を図る <ol style="list-style-type: none"> 1) 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の廃止 2) 自動車重量税にかかる「当分の間税率」の廃止 		
--	--	--

	<p>3) 自動車重量税および自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車等）の保有時の税額引き下げによる負担軽減措置を講ずる</p> <p>4) 複雑な車体課税の簡素化に向けた「自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担」のいち早い実現を行う</p> <p>2. 燃料課税を見直し、簡素化・負担の軽減を図る</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「当分の間税率」の廃止 2) 複雑な燃料課税を簡素化する 3) タックス・オン・タックスの解消 <p>3. 受益者負担の在り方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 電動車普及の足かせ、及び、車を必需品とする生活者ほど重税となる走行距離等の利用に応じた課税は導入すべきでない 2) インフラの維持管理、機能強化の必要性等の財源確保については、幅広い負担先の検討および議論から進める 3) 新たな税目提案をする場合は、使途の明確化とセットで行う <p>新たな税体系の構築にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車体課税および燃料課税どちらにおいても、過重で不合理的な税は廃止とし、税の付け替え等は行わない 2. 地方税収に影響をおよぼさない税体系とする <ol style="list-style-type: none"> 1) 自動車関係諸税の国税部分について、地方への負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減を目指す 3. 税目に対する使途を明確化する <ol style="list-style-type: none"> 1) 車体課税は、次世代モビリティ（C A S E）普及促進特定財源化 2) 燃料課税は、カーボンニュートラル促進特定財源化 <p>税制以外の要望事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車の使用に係るユーザー負担の軽減 (高速道路料金の引き下げ、自動車保険の所得対象控除化) 2. 次世代エネルギー車普及に資する環境整備 	
--	--	--

	(充電、充填インフラの拡充) 3. 中小・中堅企業支援の拡充（事業転換、成長投資への支援）		
--	--	--	--

政策企画雇用経済観光常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請42	<p>(件名) 県独自の日本酒産業振興施策の強化等を求めることについて</p> <p>(請願趣旨) 全国の清酒移出数量が継続して減少傾向にある中で、三重県の状況はといえば、生産数量は少ないものの、全国的に見て特定名称酒の比率が高いという特徴を生かして、国内課税移出数量および輸出数量の合計で増加傾向にある。また、「地理的表示（G I）三重」や、独自認証制度「三重Heritage」などの品質保証制度の確立とともに、「美食の聖地・三重の酒」というプロモーション活動を展開し、「三重」という地域ブランドを高める努力を重ねてきた。しかしながら、こうした発展を支える原材料供給の不安定化は、その根幹を搖るがす深刻な事態である。 よって、下記事項について請願する。</p> <p>(請願事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 重点支援地方交付金等を活用し、酒造業者への原料米購入支援制度を創設いただきたい。 県独自の日本酒産業振興施策（G I 三重の保護、輸出支援、酒造用米供給安定化）を強化いただきたい。 	津市大谷町141-4 三重県酒造組合 会長 清水 慎一郎 (紹介議員) 荒原広樹 龍神啓介 吉田紋華 難波聖子 芳野正英 喜田健児 中瀬信之 山崎博明 山村内道 村林聰 小林正人 長田隆尚	7年・9月

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請41	(件名) 株式会社三重県松阪食肉公社の早期施設整備に 関することについて	松阪市湊町148番地9 松阪肉事業協同組合 代表理事 中村 太 ほか4名	7年・9月

<p>(請願の趣旨)</p> <p>株式会社三重県松阪食肉公社は、昭和50年に会社を設立して、第三セクターとして操業を開始し、家畜のと畜解体処理、枝肉の冷蔵・冷凍保管、松阪牛個体識別管理システムの運用など、長年にわたって三重県南部地域の基幹食肉流通施設として、安全安心な食肉を供給する重要な役割を担ってきた。</p> <p>また、当施設は、国内外で高い評価を得ている「松阪牛」の指定と場として、松阪牛ブランドの維持・発展に大きく貢献してきた。</p> <p>「松阪牛」は、世界に誇る和牛の最高峰であり、美し国（うましくに）と言われる三重県を代表するブランドとして、世界中の方々に愛され続けている貴重な財産である。</p> <p>松阪食肉公社は、設立から約50年が経過し、施設の老朽化は深刻な状況であり、衛生管理や生産効率において重大な課題を抱えている。施設の維持・改善に伴う費用の増加も運営を圧迫しており、この状況を放置すれば、国内外の畜産情勢の変化への対応や、消費者の皆さまへ安全・安心な食肉を供給することが難しくなる可能性がある。</p> <p>「松阪牛ブランド」の維持・向上と高品質な食肉の安定供給を実現するためには、高い衛生基準を満たす新たな施設の整備が不可欠である。また、将来を見据えた国際基準への適合を目指し、輸出対応施設としての機能を備えることも重要な課題である。</p> <p>以上のことから、以下の事項について早急な対応をお願い申し上げる。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. 施設整備計画の早期立案</p> <p>三重県が主導して関係市町との合意形成を図り、具体的な施設整備計画を早急に立案すること。また、この計画が県内の畜産振興と「松阪牛ブランド」のさらなる発展につながるものとなるよう、関係者間で十分に協議・調整を行うこと。</p> <p>2. 施設設備の充実と衛生管理の向上</p> <p>公社の業務が高い衛生基準のもと、安全かつ効率的に遂行されるよう、施設・設備の整備を行うこと。</p> <p>これにより、消費者の皆さまへ高品質の安</p>	<p>(紹介議員)</p> <table> <tbody> <tr><td>荊原 広樹</td><td>原 華介</td><td>原 華子</td><td>原 華子</td></tr> <tr><td>龍神 啓</td><td>龍神 啓</td><td>英児</td><td>英児</td></tr> <tr><td>吉田 紋</td><td>吉田 紋</td><td>之 美</td><td>之 美</td></tr> <tr><td>難波 聖</td><td>難波 聖</td><td>博</td><td>博</td></tr> <tr><td>芳野 正</td><td>芳野 正</td><td>明治</td><td>明治</td></tr> <tr><td>喜喜 田</td><td>喜喜 田</td><td>正</td><td>正</td></tr> <tr><td>中瀬 初</td><td>中瀬 初</td><td>聰</td><td>聰</td></tr> <tr><td>中瀬古 慶</td><td>中瀬古 慶</td><td>尚</td><td>尚</td></tr> <tr><td>松浦 崑</td><td>松浦 崑</td><td>行</td><td>行</td></tr> <tr><td>山崎 道</td><td>山崎 道</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>山内 祐</td><td>山内 祐</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>田中 口</td><td>田中 口</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>野村 林</td><td>野村 林</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長田 隆</td><td>長田 隆</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>西場 信</td><td>西場 信</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	荊原 広樹	原 華介	原 華子	原 華子	龍神 啓	龍神 啓	英児	英児	吉田 紋	吉田 紋	之 美	之 美	難波 聖	難波 聖	博	博	芳野 正	芳野 正	明治	明治	喜喜 田	喜喜 田	正	正	中瀬 初	中瀬 初	聰	聰	中瀬古 慶	中瀬古 慶	尚	尚	松浦 崑	松浦 崑	行	行	山崎 道	山崎 道			山内 祐	山内 祐			田中 口	田中 口			野村 林	野村 林			長田 隆	長田 隆			西場 信	西場 信		
荊原 広樹	原 華介	原 華子	原 華子																																																										
龍神 啓	龍神 啓	英児	英児																																																										
吉田 紋	吉田 紋	之 美	之 美																																																										
難波 聖	難波 聖	博	博																																																										
芳野 正	芳野 正	明治	明治																																																										
喜喜 田	喜喜 田	正	正																																																										
中瀬 初	中瀬 初	聰	聰																																																										
中瀬古 慶	中瀬古 慶	尚	尚																																																										
松浦 崑	松浦 崑	行	行																																																										
山崎 道	山崎 道																																																												
山内 祐	山内 祐																																																												
田中 口	田中 口																																																												
野村 林	野村 林																																																												
長田 隆	長田 隆																																																												
西場 信	西場 信																																																												

	<p>全・安心な食肉を提供する環境を継続的に構築すること。</p> <p>3. 「松阪牛」ブランドの維持・向上 公社が今後も「松阪牛」の指定と場として適切に機能し続けることができるよう、ブランド価値を守りながら、国内外でのさらなる評価向上を目指すこと。</p> <p>4. 輸出対応施設としての整備 将来的な市場拡大に向けて、国際基準に適合した輸出対応施設とすることも視野に入れ検討すること。</p>		
請 43	<p>(件名) 酒造業の基盤維持のための原料米価格高騰対策に関することについて</p> <p>(請願趣旨) 近年の原料米価格の高騰は、地場産業である酒造業に深刻な影響を与えている。本年の価格提示においては、酒造好適米である「山田錦」の価格も約9千円の上昇が見られたが、一反(10a)あたりの収量が一般米(例:コシヒカリ)よりも少ないという特性から、結果として農家の手取り金額は相対的に減少する可能性が高く、山田錦を作付けする経済的合理性が見いだしにくい状況にある。このため、農家が収益性の高い一般米への転作を選択する動きが加速することが予想され、酒造用原料米の安定確保が困難になることが懸念される。 よって、下記事項について請願する。</p> <p>(請願事項) 以下の制度改正について、国(農林水産省等)への意見書提出または要望活動を行っていただきたい。</p> <p>①加工用米の戦略作物助成単価を2万円/10aから4万円/10aに引き上げること。</p> <p>②酒造好適米(醸造用玄米)を水田活用の直接支払交付金の支給対象に追加すること(10aあたり4万円)。</p>	<p>津市大谷町141-4 三重県酒造組合 会長 清水 慎一郎</p> <p>(紹介議員) 荒 原 広 啓 樹 介 龍 神 啓 紋 華 子 吉 田 紋 聖 英 児 難 波 正 喜 之 博 明 芳 野 喜 田 健 信 聰 喜 中 澪 信 人 中 山 崎 道 尚 山 村 林 正 隆</p>	7年・9月

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請44	<p>(件名) 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を国に提出することについて</p> <p>(請願趣旨) 現在、国民健康保険料は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大によって所得が低い若い世代や無職・フリーランスの方々にとっても、生活を圧迫する切実な問題となっている。</p> <p>国は低所得者への保険料軽減措置として、平成27年以降、全国知事会との協議を経て毎年約3,400億円の財政支援を行っている。しかし、協議の過程では、国民健康保険の保険料水準を協会けんぽ並みに引き下げるには1兆円の財政支援が必要だという意見も出されていた。その後も、全国知事会や全国市長会からさらなる公費投入を求める要望が提出されている。これは、各市町村における国民健康保険の財政運営がすでに困難を極めており、財政難を解消するための保険料引き上げが新たな滞納者を増やし、国保財政を圧迫する悪循環を招いていることの現れである。また、保険料の引き上げを避けるための財政支出が、市町村の会計に重い負担をかけていることも、この問題の深刻さを示している。</p> <p>さらに、国民健康保険には他の医療保険にはない均等割があり、特に子どもの均等割は子育て支援に逆行するものである。この点についても全国知事会から要望が出され、令和4年度からは未就学児の均等割の減免が実施されているが、さらなる支援が必要である。</p> <p>公的医療保険は国民に平等な医療を保障するための制度であり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、国民健康保険制度の根幹に関わる問題である。同じ収入・世帯構成の家族が加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という観点からも不可欠である。</p> <p>よって、政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担を増額することを強く求め、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を国に提出するよう請願する。</p>	津市寿町16-24 津生協病院 三重県社会保障推進協議会 会長 堀尾 茂貴 (紹介議員) 吉田 紋華	7年・9月

	(請願項目) 1. 国民健康保険財政への国庫負担を増額することを求める意見書を国に提出していただきたい		
--	--	--	--

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請45	<p>(件名) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充を求めることについて</p> <p>(請願の趣旨) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げる。</p> <p>(請願の理由) 厚生労働省の「国民生活基礎調査（2022）」によると、「子どもの貧困率」は11.5%、およそ子ども9人に1人の割合で貧困状態にあるとされている。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は44.5%と極めて高く、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率（8.6%）を大きく上回っている。そのようななか、物価高が収まらず、実質賃金の低下の影響を受けて、ひとり親家庭に育つ子どもたちをとりまく環境は厳しい状況が続いている。このようなかな、「三重県子どもの貧困対策計画」と「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を一本化し、「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」が策定された。この計画では、子どもの貧困を「子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況」ととらえている。貧困の連鎖を断ち切るための教育に関する公的な支援は極めて重要であり、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を今以上に充実させるとりくみを含め、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考える。 高等学校等就学支援金制度においては、標準的</p>	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名 (紹介議員) 荊原 広樹 龍神 啓介 吉田 紋華 難波 聖子 芳野 正英 喜田 健児 中瀬 信之 山崎 博明 山内 道明 村林 聰尚 長田 隆尚	7年・9月

	<p>な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象外となることや、履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど改善すべき課題がある。また、専攻科生徒への修学支援制度における国庫負担の割合の引上げについても、国の責任においてさらにすすめていくことが求められる。</p> <p>以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。</p>		
請 46	<p>(件名) 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求ることについて</p> <p>(請願の趣旨) 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げる。</p> <p>(請願の理由) 全国的に「教職員不足」「欠員」の問題が深刻化している。三重県においても2023年度以降、4月当初から欠員が生じており、状況は学期を追うごとに深刻化する傾向にある。</p> <p>当然満たされるべき定数の教職員が学校現場に配置されていない現状は、子どもたちの教育に直接影響をおよぼす極めて重大な問題であり、教育現場の多忙化をさらに深刻化させるものである。</p> <p>2021年から小学校35人学級が段階的にすすめられ、2025年度には小学校の全学年で35人学級が実現された。2025年6月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立した。その附則において、「教職員定数の標準の改定」「支援人材の増員」等が示された。教職員定数に関わっては、政府は公立の中学校の1学級の生徒の数の標準について、2026年度から35人に引き下げるよう必要な措置を講ずるものとするとしている。これまで示されていなかった中学校の学級編制の標準に言</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県P T A連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 荊 原 広 樹 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 喜 田 健 児 中 瀬 信 之 山 内 道 明</p> <p>7年・9月</p>	

	<p>及されたことは一歩前進と言えるが、今後、速やかな法改正を求めていく必要がある。</p> <p>少しづつ変わってきているところはあるものの、現場の人的配置はわたしたちの求めるものとは程遠い不十分な状態である。また、在籍する児童生徒が増加傾向にある特別支援学級、特別支援学校の学級編制基準、幼稚園・こども園や高等学校の教職員定数改善について道筋が示されていないことも大きな課題である。</p> <p>教職員が心身ともにゆとりをもって子どもたちと向きあい、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる。子どもたちが安全・安心に学べる園・学校にしていくためにも、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行およびすべての校種における新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれる。</p> <p>一方、教育費の公財政支出はOECD加盟諸国の中平均12%に対して日本は8%で、36か国の中では3番目に低い水準となっており、結果として私費負担の割合が高い状態である。物価の高騰による保護者の負担増など、家計の厳しい状況が続くなか、教育のICT化にともなう機器の整備費や通信費等、新たな保護者負担も生じている。OECDからも「教育の質を高め社会を支える人材を育てる必要がある」との指摘を受けており、教育費の公財政支出を充実させ、保護者負担の軽減を図ることは喫緊の課題である。</p> <p>教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考える。</p> <p>以上のような理由から、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。</p>		
請 47	<p>(件名) 防災対策の充実を求めるについて (請願の趣旨) 子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出</p>	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘	7年・9月

<p>いただくようお願い申し上げる。</p> <p>(請願の理由)</p> <p>2025年3月31日、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書が防災担当相に手渡された。想定される死者数は最悪の場合29万8000人、津波によるものが最も多くなると予想されている。防潮堤の建設や津波避難タワーの整備など、迅速な避難にむけたとりくみがすすんだにも関わらず、死者数が前回の予想32万人から8%ほどの減少にとどまっている。</p> <p>2022年12月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の25.1%にあたる124校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校は避難所に指定されている。時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められている。ワーキンググループの報告では、対策がさらにつすめば犠牲者は大幅に減るとの指摘もあり、早急な対応が必要である。しかし、国による津波対策のための不適格改築事業については、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定が全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用がむずかしい状況である。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求める。</p> <p>災害は、いつどこで発生するかわからない。避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためにも、国からの財政的支援の充実が不可欠である。避難生活などで体調を崩して亡くなる「災害関連死」の防止をはじめ、性やプライバシーに関する課題への対応、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積している。国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきである。過去の災害に学ぶとともに、「三重県災害時学校支援チーム」の支援活動をつうじてえられた経験や知見をいかし、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところである。</p> <p>以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望</p>	<p>ほか3名</p> <p>(紹介議員)</p> <table> <tbody> <tr> <td>荊原 広樹</td><td>原啓介</td></tr> <tr> <td>龍神 紹華</td><td>田英子</td></tr> <tr> <td>吉田 紋聖</td><td>波健児</td></tr> <tr> <td>難波 正健</td><td>芳野之</td></tr> <tr> <td>喜瀬信之</td><td>喜田博</td></tr> <tr> <td>中瀬明</td><td>山崎聰</td></tr> <tr> <td>山内道</td><td>山村尚</td></tr> <tr> <td>中林</td><td>田隆</td></tr> </tbody> </table>	荊原 広樹	原啓介	龍神 紹華	田英子	吉田 紋聖	波健児	難波 正健	芳野之	喜瀬信之	喜田博	中瀬明	山崎聰	山内道	山村尚	中林	田隆	
荊原 広樹	原啓介																	
龍神 紹華	田英子																	
吉田 紋聖	波健児																	
難波 正健	芳野之																	
喜瀬信之	喜田博																	
中瀬明	山崎聰																	
山内道	山村尚																	
中林	田隆																	

請 48	<p>するものである。</p> <p>(件名) 義務教育費国庫負担制度の充実を求めるについて</p> <p>(請願の趣旨) 義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げる。</p> <p>(請願の理由) 義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。</p> <p>かつては対象であった教材費等は、1985年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっている。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところである。</p> <p>教育の現場では、急速にＩＣＴ化がすすめられ、一人一台端末の整備がおこなわれた。この間、その整備状況における自治体間格差を埋めるための国によるさまざまな予算措置により、一定の成果が見られる一方で、統合型校務支援システムの整備状況においては、依然として大きな格差が残されている。また、学校ネットワークの通信回線の帶域確保の状況にも地域間格差があり、改善が求められている。子どもたちの学びの格差につながらないよう、これらの環境整備についても一般財源ではなく国庫負担による財源の確保がなされるべきである。</p> <p>学校において教員と連携協働しながら役割を果たすスタッフ職としての情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは読</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化セン ター内 生涯学習センター2F 三重県P T A連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 荊原 広樹 吉田 紋華 芳野 正英 喜田 健児 中瀬 信之 山内 道明</p>	7年・9月
---------	--	--	-------

	<p>書活動や図書管理を担う学校司書については、地財措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置となっている。結果として自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況である。</p> <p>未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、子どもたちが豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」となるために極めて重要である。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充をふくめた制度の更なる充実が求められる。</p> <p>以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものである。</p>		
請 49	<p>(件名) 子どもたちの豊かな学びを保障するため、教職員の欠員の速やかな解消および教職員配置のさらなる充実を求めるについて</p> <p>(請願の趣旨) 昨今、県内の学校における教職員の未配置、及び育児休業等を取得する教職員の代替者不足の課題は、きわめて大きな問題となっている。依然として、多くの教員の時間外在校等時間が、教育委員会規則で定めた上限を超えており、教員の欠員等が生じることは、子どもたちの日々の学びの保障にも直結する問題であり、早急な解消が求められる。また、さまざまな課題を抱える子どもたちへの十分な対応を可能とする体制を整えるため、県独自の学級編制基準、教職員配置基準のさらなる改善を強く求めます。</p> <p>(請願の理由) 2025年5月に発表されたユニセフの「子どもの幸福度」調査によると、日本の子どもたちの「身体的健康」は調査対象43カ国中1位となった。その一方で、「精神的幸福度」は36カ国中32位という結果となり、子どもの自死率は4番目に高いと報告されている。不登校児童生徒数の増加、いじめ認知件数の増加、児童虐待相談対応件数の増加、ヤングケアラーの課題等、子どもたちをとり</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 荊原 広樹 吉田 紋華 芳野 正英 喜田 健児 中瀬 信之 山内 道明</p>	7年・9月

	<p>まく状況が厳しさを増している昨今、子どもたち一人ひとりの学ぶ権利が保障されることが大切である。</p> <p>そのようななか、教職員は、一人ひとりの子どもと向きあい、一つひとつの課題に丁寧かつ適切に対応することが求められている。しかし、学校には人が足りていない。日常的に抱える仕事量に対し、人的配置が見合ったものになっていないからである。</p> <p>加えて、教職員の欠員が子どもたちへの対応をさらに困難にしている。育児休業を取得する教職員が増えていること、精神神経系疾患による病気休職者が過去最大となっていること、教員志願者や講師登録者が減少していること等、さまざまな要因によって生じている教職員の欠員は、子どもたちの日々の学びに直接的に影響を及ぼす課題でもあり、速やかな解消が図られなければならない。また、「学校における働き方改革」により、教職員の心身の健康が守られ、意欲をもって働き続けられる環境づくりがすすめられていくことも、子どもたちの豊かな学びを保障するためには不可欠である。</p> <p>以上のことから、三重の子どもたちに豊かな学びを保障し、一人ひとりの自己肯定感を涵養する環境をつくっていくために、すべての校種において一刻も早く教職員の欠員を解消するとともに、県独自の学級編制基準のさらなる改善、教職員配置基準のさらなる改善を強く求める。</p> <p>一、配置されるべき教職員の欠員について、あらゆる方策を講じてすみやかに解消を図ること 一、あらゆる校種における学級編制基準のさらなる改善、スクールサポートスタッフ等を含めたすべての職種の配置基準のさらなる改善をはかること</p> <p>以上、採択いただきようお願い申し上げる。</p>		
請 50	<p>(件名) 県独自の学級編制基準の改善によって、25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めるについて</p> <p>(請願事項) 小学校1・2年生における30人学級で25人下限</p>	<p>四日市市 笹川1丁目 52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子</p>	7年・9月

<p>条件をなくすこと 県独自の学級編制基準を定め、さらなる少人数学級実施を進めること</p> <p>(理由) “ひとりひとりの子どもを大切にした教育を！”という大きな世論を背景に、全国の多くの自治体で少人数学級が広がりをみせていました2003年度から2004年度にかけて、三重県においても小学校1・2年生で30人学級が実施され、さらにその翌年には中学校1年生での35人学級へと拡大されました。これは、子どもと保護者・地域住民の願いに応えた大きな前進である。</p> <p>しかし、1学級の人数を25人以上とする条件付き実施（「下限25人」）のため、「30人学級」を謳いながら、31人以上の学級を例外的に残すという不平等な県の施策は、大きな問題であった。</p> <p>国は、2011年度に小学校1年生の学級編制基準を35人に改善し、2021年度からは、5年間かけて小学校のみ全学年での35人学級実施に踏み切った。それを受け三重県では、小1・2での30人学級、中1での35人学級（いずれも「下限25人」条件付き）を継続するとともに、1年ずつ国に先行して35人学級を実施し、昨年度で小学校3年生から6年生まで進んだ。また、今後、国が35人学級を中学校まで拡大するという見通しを踏まえ、今年度は中1での「下限25人」を撤廃し、中2での下限付き35人学級を実施している。しかし、その一方で、小1・2では、県の施策である「下限25人」条件が撤廃されず、30人を超える学級が22年間も残され続けている。県教育委員会作成資料では、今年度の「少人数学級実施による増学級数」の合計は小1で11、小2で13に対し、「実施後の状況」では31人以上の学級数が小1で41、小2で45にものぼっている。このような不平等な状況を決して見過ごすことはできない。</p> <p>2025年度の全国の状況をみると、小中学校全学年で30人ないし33人の少人数学級を実施している自治体は、青森県、秋田県、山形県、福島県、鳥取県である。山梨県では、小学校で1～5年生まで25人学級実施。来年度は6年生まで拡大予定である。また、中学校では全学年35人学級を実施している。</p> <p>鳥取県や福島県など、県独自の学級編成基準を定めて、小中全学年での少人数学級を実施してい</p>	<p>(紹介議員) 吉田 紋華</p>	
---	-------------------------	--

	<p>る自治体もある。</p> <p>近年、厳しい家庭環境にある子どもや発達の遅れを抱える子ども、外国人児童等、特別な配慮の必要な子どもが増えている。こうした一人ひとりの課題への対応や新学習指導要領で謳っている「主体的・対話的な深い学び」の実現には、少人数学級が必要不可欠である。さらに、学校における感染症対策の面からも、子どもたちの安全・安心を確保しながら、一人ひとりにゆきとどいた教育を行うためには、全学年での少人数学級が求められる。</p> <p>三重県においても、県独自の学級編制基準の改善によって「下限25人」条件を早急になくし、完全な30人学級実現のとりくみを進めていただくよう強く要望する。</p>		
--	--	--	--

代 表 質 問

○議長（服部富男）　日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。38番　稲垣昭義議員。

〔38番　稲垣昭義議員登壇・拍手〕

○38番（稲垣昭義）　皆さん、おはようございます。新政みえ、四日市市選挙区選出の稲垣昭義です。

まずは、一見知事、2期目の当選おめでとうございます。再選後最初の議会で新政みえを代表して一見知事に質問ができますことをうれしく思います。

また、この本会議場には、知事選挙と同日に行われました県議会議員補欠選挙で4人の新人議員が当選され、三重県議会の一員として加わっていただきました。心から歓迎を申し上げます。全国に先駆けて制定した議会基本条例の理念の下、様々な改革を先導してきた三重県議会を舞台に、これから大いに活躍いただきたいと思います。

質問に入ります前に、去る9月12日に四日市市を観測史上最大の大雨が襲い、約3300件の床上・床下浸水の被害が出ました。また、くすの木パーキングでは、274台の車が水に浸かる被害を受けました。被害に遭われました皆

様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

県としては、大雨による影響に関する中小企業者等向け経営相談窓口を早期に開設いただきました。また、四日市市では、自力での片づけが困難な方への支援を行う災害ボランティアセンターを開設いただいております。義援金の受付センターも開設されております。ボランティア等の御協力が可能な県民の皆さん、ぜひ御支援のほう、よろしくお願ひ申し上げます。

知事も先日、地下駐車場の現状を視察されておりましたが、地元を回っていますと、レンタカーが借りられないで仕事に支障が出ているなど、様々な影響をお聞きいたします。四日市市、国土交通省と連携して、県としてできる限りのきめ細かい支援をしていただきますようにお願いを申し上げます。

それでは、質問に入りますが、まずは知事に1期目4年間の総括と知事選挙の投票率39.77%についてお伺いをしたいと思います。

A I に一見知事の1期目4年間の総括を尋ねますと、このように答えました。1期目の4年間は、主に防災・減災対策の推進と人口減少対策に注力した着実な行政運営が特徴で、全体的な評価は地味だが堅実とされる一方、経済回復の遅れや目に見える変化の少なさが課題として指摘されています。ちょっとと中略しますが、総じて1期目は安定志向の基盤固めが成功しましたが、経済活性化や革新的な成長戦略の不足が今後の2期目の焦点となりそうですといった回答がありました。なかなかA I の興味深い総括ではありますが、一見知事御自身は、1期目の成果と課題についてどのように捉えておられるのか、お答えください。

また、今回の知事選挙の投票率は39.77%でした。選挙結果としては、一見知事が得票率65.5%で圧勝でしたが、出口調査によりますと、30代以下の得票率は他候補と拮抗している状況でした。若者の投票率が低いことを考えると、若者が投票に行き、投票率が上がっていれば、選挙結果は違ったものになっていたのではないかという見方もできます。

知事は、今回の選挙の投票率と若者からの得票率、若者からの支持について

てどのように捉えておられるのか、御答弁をお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） まず、冒頭、稻垣議員のほうから、これからしっかりと4年間の県政を進めてほしいというお話を頂戴しました。

この間の御挨拶でも申し上げましたけれども、県政を前に進めるためには、議会の皆さんとの御協力が不可欠でございます。改めてよろしくお願ひ申し上げたいと思いますし、それから今回、三重県議会議員補欠選挙で議会のメンバーにおなりになられた、議員になられた方々、また改めて私どもと真摯な議論をしていただくことをお願い申し上げたいと思います。

また、四日市の水害につきましては、機会があればお話をさせていただくこともありますかと思ひますけど、県としても最大限の支援をさせていただきたいと。現に水害が起きた当初に、県の職員を派遣して、四日市市の求めに応応するということをもうさせていただいているところでございます。

御質問いただきました、1期目4年間の総括ということでございます。

もう既にA Iに聞いていただいているので、A Iの回答は出ているということです。経済の活性化はやってきたつもりではありますが、なかなか結果を出すのは、これ、どこの県もそうですし、ひょっとしたら国政も難しい状態かもしれません、これはやっぱり歩みを止めることなくしっかりとやっていかないといけない。目に見える成果、例えばG 7三重・伊勢志摩交通大臣会合とか、見やすいものは幾つかあったんですけど、それをどう評価するかというのは、恐らくA Iにも評価基準がないと思いますので、そこは難しいところではあります。

ただ、地味とも言われておりますが、派手さはないんですけど、堅実に、実直に、愚直に三重県政を前に進めてきたという一定の自負はございます。県民の命を守る、これがやっぱり行政の一丁目一番地であろうと思っていまし、それから、三重県を発展させるという意味でも、産業をはじめとして施策を展開してきました。

総括的に申し上げますと、やはり一番力を注いだのが、防災対策でござい

ます。細かい話は申し上げませんけれども、津波避難タワーとか、あるいはシチュエーションルーム、オペレーションルームの設置などで一定の成果を上げてきたような気がしております。

それから、子ども施策にも力を注いでまいりました。

さらには、産業政策で、ものづくり、それから農林水産業、そして観光、加えてインフラの整備、そして交通政策。ここも、まだ具体的な成果というのは難しいかもしれませんけれども、土地を耕して、種をまいて、芽が出てきたものがあるというふうには考えているところでございます。

ただ、これからまだまだやっていかなければいけないことは多いので、皆さんと議論をさせていただきながら、どんな形で進めていくか、しっかりとやっていきたいと思います。

ポイントは、やはり腰だめで、あるいはその政策を思いつきでやらないということが大事だと思っていますので、データに基づいて分析をして、何が必要なのかというのをきちんとつくり上げて、それに基づいた政策展開を、当たり前ですけど、それをやっていきたいと思っているところでございます。

そういう意味で、この2期目、今までやってきたものをさらに伸ばすということで、例えば虐待、あるいは性暴力、これについては条例をつくりました。三重県子ども条例もそうです。法令というのは、行政展開の車の両輪の一つであります。そして、もう一つが予算。この二つを適切に組み合わせて、回しながら県政を前に進めていきたいと思っております。

それから、投票率ですけれども、前回の4年前の投票率と比べますと、三重県の知事選の投票率、これ、上がりました。三重県議会議員補欠選挙があったからというのもあるのかもしれません。数字をそれだけ単独で見てどうなのかというのは、あんまり分析的なことができないので、実は全く同じ日に茨城県の知事選の投票もありました。これは候補者の態様といいますか、構成もほぼ同じであります。3期目を目指す知事で経済産業省出身、2期目を目指す知事で国土交通省出身、そういった若干の違いはありますけれども、相手の候補者も含めてほぼ同じような感じです。それとの比較をするという

のが、対象区を設けて見てみるという意味では、意味があるのかなと思っています。茨城県、残念ながら、投票率は上がっていません。逆に落ちていたかと思います。三重県はなぜ投票率が上がったのか。先ほど申し上げました県議補選のおかげというのもあると思いますが、実は選挙中に私が言い出して、公開の討論会をやってもらいました。これは自分が投票する立場であったときに、やはり候補者が何を言っているのかよく分からぬところがございました。今はSNSがあるので、ちょっとそこで補正されているというか、そこは分かりやすいところがあるのかもしれませんけれども、それでやってもらって、その結果かどうかは分かりませんけれども、投票率は前回と比べて2ポイントぐらい上がっているということになります。

それでは、若い人たちが投票に行くようになった、これは実はさきの参議院選挙もそうだったかと思います、その人たちがどこから情報を得て、どういう判断をされているのか。これはもう個々人の投票者の自由でありますので、私どもがどうこう言う話ではないとは思っていますけれども、なるべく広く情報を集めていただく。その一つが今までのメディア、新聞とか、テレビからの情報もあると思いますし、SNSもその一つかもしれませんし、それから先ほど申し上げた公開討論の結果をメディアのお許しをいただいて、私が出している選挙期間中のホームページにも載せさせていただきました。様々ななところから情報を得て、判断していただきたいというふうに思っています。

今回、御指摘をいただいた30代の方からの得票率は、私と、それから第二の得票を取られた方とは拮抗しています。同じ数字。実はこれは茨城県の知事選挙でも同じなんです。ワンイシューでメガソーラー反対ということを掲げておられる。それは三重県も、実は茨城県も一緒なんんですけど、その方が現職の知事と同じ得票を取っておられる、これをどう分析するかというのはこれから判断なんですけれども、若い方々はひょっとしたら、今までのメディアからの情報というよりも、SNSの発信で判断されている可能性があると思います。若い方々には、先ほど申し上げたように、広く情報を集めて

判断してほしいということ。

それから、候補者の側もSNSでの発信を。私もやっていました。特に、メガソーラーに関してはSNSで私の考え方を途中で発信しました。茨城県は、実は発信されなかつたんですが、そういう比較もしながら、SNSでの発信ということも、若い方がそれしか見ないということであれば、判断に一定の偏りが出てくる可能性もあろうかと思いますので、これから課題であるかなと考えておるところでございます。

[38番 稲垣昭義議員登壇]

○38番（稻垣昭義） 今、御答弁いただきまして、投票率は4年前に比べて2ポイント上がったと、といつても40%を切っている状況ですので、まだまだやっぱり低い状況かなと。ポイントは、やっぱり4年前に比べて知事の得票率が大幅に下がっていることもあります。そんなことが、選挙戦での知事の発信もそうですし、ふだんから知事がやっている県政が、じゃ、県民にどう伝わっているのかというところが非常に大きなポイントかなと思っています。当然いろんな媒体を通じて、知事の活動というか、政治家としての知事の思い、そしてまた県政の取組ということを伝えていく必要があると思うんですが、その中で、若者の得票率が拮抗しているということを見ると、やはりそこ一番大きな、先ほど知事も言っていただきましたが、SNSというのは非常に大きいのかなという、発信の見ている割合として非常に多いキーというふうに思っています。

ちょうど一昨年、一般質問させてもらったとき、知事にSNSでの発信をすべきじゃないですかという提案をしたんですが、知事はそのときに、非常に否定的な答弁でした。

今回の選挙を経て、私が一番危惧することは、後ほどメガソーラーの議論はしたいと思っていますけど、ワンイシューとかで選挙がなされるときに、そのことに対してやっぱりしっかりと発信をするという、そのことに対してしっかりとこちらの考えを伝えるということは大事だと思っています。そのための手段としてやっぱりSNSは有効で、ふだんからそういうことを続けて

いることが大事かなというように思っていますので、ぜひこの機会に。

やっぱり首長のＳＮＳでの発信というのは非常に意味があるというふうに思っています。一昨年に私が質問したときには、災害時に非常に効果があるという話をしました。それを災害のときだけやっても意味がないんです。選挙にも効果があるというか、選挙でも必要だというふうに今回私は感じました。でも、それも選挙のときだけやっても意味がないということを考えると、知事は嫌いかもしれませんけど、やはりふだんからＳＮＳの発信ということを一度、政治家として考えられたらどうかなと思いますが、その辺りについて、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（一見勝之） まず、得票率ですけれども、これ、難しいところがありまして、三重県だけで見るというのはなかなか難しいとも思います。そういう意味でいうと、先ほど申し上げた、比較対象になる茨城県のところを見ますと前回の得票率、茨城県は現職、80%得票されたんです。今回は58%ということで、22ポイントぐらい落とされています。私は前回が71%、今回は66%ですから、5ポイント落としています。先ほど申し上げた参議院選挙から大きな風といふんですか、外国人、それからメガソーラー、これは私はメガソーラーもお話ししましたし、外国人についても公開討論でも話をしまして、私の考え方、県の考え方、これは伝えたつもりではあるんですけども、それでも両方とも下がっています。既存政党に対して、若い人たちがどう思っているかというのもひょっとしたらその中に入っているかもしれません。これは、そういう分析を専門にするところの結果を待たないといけないのかかもしれないというふうには思っていますけれども。

茨城県との違い、先ほどもちょっとと言いましたが、多分、稻垣議員からすると使い方はまだ稚拙というはあるかもしれませんけれども、実は私は途中でメガソーラーについてこう思うというのをＳＮＳで発信はしました。茨城県、実は発信されていないんですよ。それがひょっとしたら投票率の変化に影響があったのかもしれない。そういう意味では、ＳＮＳの効果というのは一定あるんじゃないかなというふうに思います。

私、別にSNSが好きでも嫌いというわけでもありませんが、SNSは毀譽褒貶もあります。今までのメディアというのは公平な報道というのを心がけますが、SNSは自由に発信ができるので、ここの問題もややあるのかなというので、あまり今まで使っていないところであります。平素から扱わないと、選挙のときだけというのはなかなか発信がうまくできないというのもよく分かっておりますので、今後、どんなふうにしていくか、SNSのプロである稻垣議員のお話もお伺いしながら考えていきたいと思っておるところでございます。

冗談抜きで言うと、若い人はSNSしか見ない。実は若い人だけじゃなくて、私の小学校の同級生からも、選挙が終わってから、メガソーラー、どう考えんねやって聞かれたりします。それについて答えているんですけど、その人が言うには、新聞からの情報は間違っているものも多いという話を聞きます。SNSの情報のほうが正しいということも自分は考えたりしています。こういうお考えもあるようですので、SNSでの発信、公平な判断をしていただくための発信というのも考えていかないといけないと思っております。

[38番 稲垣昭義議員登壇]

○38番（稻垣昭義） 知事のほうからいろいろこれから考えたいということも、今、お話をいただきました。

結構大変なので、SNSをやらないという人、結構いると思うんですけど、やっぱりもうこれから時代はそれをやらないと対抗できないというか、自分たちの考えを伝えることができない。そして、誤った情報で誤解を受けるということもあり得るかなというふうに思っています。特にやっぱり民主主義の根幹は県民の声をしっかり聞いて、あるいは県民に対してしっかり物事を伝えて、しっかり判断いただくという、その材料を提供する手段としてSNSが必要なら、やっぱり政治家はやるべきだというふうに思っています。私はぜひ知事のほうにも御検討いただきたいと思いますし、私も別にたけているわけじゃないので、もっとたけている首長はたくさんみえて、やっぱり効果的な発信をされている方、結構みえますので、そういう方をぜ

ひ参考にしていただきながら取り組んでいただけたらいいのかなというふうに思っています。慌ててやることでもないとは思いますけど、継続してやることが大事だと思いますので、じっくり取組を考えていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に、2期目のこれから4年間、知事はどのような県政を開かれるのかということで、お尋ねをしたいと思います。

選挙で発表されたこの知事の政策集、インターネットから私もダウンロードして、じっくり読ませていただいたんですけども、今後は、知事はこの政策集に沿って県政を開かれるかと思いますので、今日はこの政策集に沿って議論したいなというふうに思います。

選挙期間中、何度か知事の演説も聞かせていただきましたが、大きな柱としては、防災、子ども第一、観光を中心とした産業政策、公共交通・社会インフラの整備を中心に取り組み、人口減少時代に対応した三重をつくる、そして誰一人取り残さない地域共生社会をつくるといったことを訴えておられ、そのために、県庁は一丸となって県民本位の行政サービスを行っていくというようなことを言っていたというふうに理解しております、私もその方向性については賛同するものであります。

その中で、まず、この政策集の1番に書いてある項目なんですが、全ての県民の命を守る三重の項目で、具体的に、南海トラフ地震対策特別措置条例（仮称）の制定と、コロナ対策の総括を踏まえ、次の新型感染症対策マニュアル（仮称）の策定といった二つの条例、計画づくりが挙げられておりますが、これらについてお尋ねをします。

ほかの都道府県の地震対策を目的とした条例を調べてみると、東京都や高知県、香川県など、首都直下型地震や南海トラフ地震が危惧される自治体において制定されており、本県においてもその必要性を感じます。今回、知事は、仮称ではありますが、地震対策条例ではなく地震対策特別措置条例とされたのはなぜでしょうか。

また、本県では、既に災害全般への対策を定めた三重県防災対策推進条例

があり、条例に基づき、三重県地域防災計画を策定し、現状に合わせて隨時改定をしながら、地震対策に関するも、本県の対策の基盤となっております。この三重県防災対策推進条例と、新たに制定する南海トラフ地震対策特別措置条例（仮称）との関係性はどのように考えているのでしょうか。これまでの条例や計画では何が足らず、新しい条例化の必要性があると考えておられるのでしょうか。これら、私の問い合わせも含めて、知事は、この南海トラフ地震対策特別措置条例（仮称）についてどのような条例にしたいと考えているのか、お答えください。

次に、新型感染症対策マニュアル（仮称）についてあります。

次期パンデミックに備えたマニュアルをつくることは重要なことと考えます。

政策集では、コロナ対策の総括を踏まえてとありますが、私は公衆衛生の視点だけではなく、子どもの発達や成長への影響、地域経済への影響、基本的人権の考え方など、社会に与えた様々な視点から総括を行い、新たなマニュアルを策定すべきと考えます。

昨年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定されたことから、本年3月には三重県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定をされました。この行動計画は、検査、医療提供、ワクチン接種体制をどうつくるか、県民の行動や経済活動が繰り返し制限されたことを課題としてどう取り組むかといったことを目的に改定されました。知事はこの三重県新型インフルエンザ等対策行動計画では、何が足らず、新型感染症対策マニュアル（仮称）が必要と考えているのでしょうか。

また、マニュアル策定に当たっては、先ほど申し上げましたように、公衆衛生の視点だけでなく、子どもの発達や成長への影響、地域経済への影響、基本的人権の考え方など、社会に与えた様々な視点を考慮して策定してほしいと考えますが、御所見をお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） まず、地震の関係でございますが、特別措置条例、これ

は通常の法律と特別措置法との関係と同じなんすけれども、一般的な、基本的な法律事項、法令に規定するべき事項を規定するのが法律であります、例えばその都市であるとか、あるいはそのもの個別に起こり得る事象、それに対して、特にほかの一般的なものよりも強化してやらなきやいけない、あるいは財政を投入しなきやいけないというようなときにつくられるのが、特別措置法であります。国鉄改革のときも日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律などをつくられました。

今回の南海トラフ地震は、先頃、発生確率について政府が修正、新しい考え方を出されました。60%から90%、20%から50%、60から90で備えたほうがいいという話もありますけれども、事ほどさように、恐らく近い将来、襲ってくるものでありますので、今から力を入れて準備をしておかないといけないというものであります。

一般的な防災対策推進条例はございます。その中には、県の責務、県民の責務、あるいは防災意識の啓発、災害発生時の避難などについても書かれておりますけれども、南海トラフ地震は、さらにそれを強化して対応しなきやいけないものだというふうに考えています。事前防災もそうですし、起こった後の措置もそうであります。

具体的にということで御質問いただきましたので、申し上げますと、例えば大地震が起りますと、四つの事象が起りますというのはこの議会の場でも申し上げたとおりです。阪神・淡路大震災、そして東日本大震災、能登半島の地震、家屋倒壊、巨大津波、それから大火災、そして多数の孤立集落というのが起りますので、それらの対応が急務でございます。通常の地震よりも加えて強化しなきやいけない、そういったことを今回の特別措置条例では規定をしようと思っておりますし、また、防災対策推進条例は、ちょっと規定が弱い部分がございます。何かというと、受援です。大規模な地震が起りますと、ほかからの援助がやってまいりますけど、それを受けれるのも事前の準備が必要でありますので、その受援の体制などについても詳細に規

定をする必要があるというふうに思っております。

そういったところを南海トラフ地震に特化して対応を明確化し、大事なのは、それを県民の皆さんにお知らせするということです。条例の意味は大きく二つあると思っていまして、一つは我々がそれに基づいて行動する。ただ、条例だけでは行動できないので、その下に計画をつくり、さらに詳細な計画が必要になることもあります、これが一番大事なことなんですが、二つ目、これも同様に大事なことで、県民の皆さんにこんなふうにやっていきますということを示すことも大事だと思っております。

そういう意味では、付け加えますと、推進条例には避難については規定してあるんですけども、避難所をどのように設置していくかということについては、まだ当時の考え方のままでありますので、避難所は政府も今、強化をしていくという話をしておりますが、そういったものも南海トラフ地震の特別措置条例には盛り込みたいと思っているところでございます。

そして、2点目、新型感染症対策マニュアル、これは多分議員が思っておられるところと私が考えているところ、まだちょっと差があると思っていまして、既につくっております県行動計画、これは令和7年の3月につくらせていただいたものです。これはかなり網羅的なものであります。

私は、新型コロナのときの最大の課題、問題は、初動対応であったと思います。ただ、新型コロナ自体が何なのか分からぬところで対応してきた。私も政府の一員として対応しました。陸上輸送を担っている人間として、ダイヤモンド・プリンセス号から、いかに国が持っている施設に罹患された方々を移すかという、そういうオペレーションをやらせていただきましたけれども、やはり初動が一番大事。このマニュアルはどちらかというと、現段階では初動をどうするかということの規定をしようと思っています。

パンデミックが今後、5年、あるいは10年、5年ぐらいの間隔で起きてくるとも言われていますので、そのときの知事がどう動いたらいいのか、私どもも分かりませんでしたから、それをどう動くか。一つは、みえコロナガードというやり方を、四つの柱を立てて対応策をつくりましたが、それをもう

少し敷衍して、そしてより具体的にタイムラインのような形で示していく。最初にこれをやるべきだ、次にこれをやるべきだ、それをつくっていこうと。そういう意味では、県行動計画から抜き出して、より具体的なものをつくるというのがマニュアルのイメージであります。

議員のおっしゃった様々な部分に目配りをするということも必要なのかもしれません。それは今後、マニュアルをつくるに当たって、議会の皆さんとも御相談をさせていただきながら、より効果的なもの、そして初動対応ができるようなもの、そういったことを意識しながらつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

[38番 稲垣昭義議員登壇]

○38番（稻垣昭義） 南海トラフ地震対策の条例については、今、知事がおっしゃっていただいたように、やっぱりまだまだ現実的に、例えば避難所の問題とか、受援体制とか、ちょっと弱い部分があるんじゃないかというところをしっかりと強化いただくということで理解させていただきましたし、期待もしたいと思います。

それから、感染症対策マニュアルは、どちらかというと内部の初動の話というか、県庁内のマニュアルを、しっかりとタイムラインをつくっていくということで、それも本当に大事なことかなと思っています。それをつくるに当たっても、先ほど申し上げました、やっぱり様々な観点から見ていただきかなないと、全て規制してしまうほうが大事なんだ、だけの考えでは駄目だということを思っていますので、その辺りはやっぱり県庁の行動として、経済、あるいは子ども、あらゆるいろんなところへの影響を考えた動き方をしてもらえるようなものをぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に政策集の2番、子ども第一の三重の項目についてお尋ねをします。

知事は、1期目の4年間は、子ども第一の県政を推進されました。議会としても、令和5年度に子どもに関する政策討論会議を設置し、令和6年3月には提言書を取りまとめ、知事に提出をいたしました。提言内容の一つで

あった三重県子ども条例の全面改正については、議会からの提案の方向性に沿って令和7年3月に行っていただきました。様々な子ども施策の展開についても議会の提案に沿って取り組んでいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

また、今回の知事選においても、知事の公約の柱に、このような形で子ども第一の三重を掲げていただきましたので、今後の4年間の県政に期待をしたいと思います。

今日はその中で、知事がやるべきこととして書かれました、学びの多様化、不登校児童の対応強化についてお尋ねしたいと思います。

県内の不登校者数は、毎年過去最多を更新し、令和5年度のデータでは、小学生約1800人、中学生約2900人、高校生約1200人と合計約5900人の子どもたちが学校に行けていない状況であります。様々な要因がありますが、少子化で子どもの数が減っている中、生きてきた子どもたちが学ぶことなく大人になる、あるいは居場所がない状況がこれだけ広がっていることは大きな問題であると考えます。

令和6年には、ひきこもりに関する調査を行っていただき、県内の15歳から64歳のひきこもり者数は約2万人と推計されておりますが、学校へ行けていない子どもたちが大人になってひきこもりになる可能性は非常に高く、この期間が長ければ長いほど対応は難しく、できるだけ早い段階での対応が求められます。

今年の4月から、夜間中学校として、県立みえ四葉ヶ咲中学校が開校いたしました。不登校の中学生が通える学びの多様化学校を併設する形は全国初の取組となります。ひきこもりの方や外国人が増えている中、幾つになっても学び直しができる夜間中学校の必要性が議会でも何度も議論され、また、不登校生徒が増え、学びの多様化への対応が求められている中、このような居場所ができたことは非常に意義深く、今後の発展を期待したいと思います。

県立みえ四葉ヶ咲中学校開設の議論の際に、不登校者やひきこもり、外国人などの課題は北勢地域に多いため、北勢地域に設置するほうがニーズに合

うと、私も含め、多くの議員が求めましたが、まずは津に開設をして、ノウハウを蓄積し、その後、ニーズに合った展開をしたいとのことであったと記憶をしております。

しかしながら、今年3月の知事と四日市市長の円卓対話のときに、夜間中学校は他県の事例を見ると、県民約200万人弱に1校設置しているため、人口約170万人の三重県では1校開設したので、当面はこのままいきたいとの話が知事からあったと聞きました。私は、他県がどうこうとか、県民何万人に1校とかいった考えではなく、ニーズがある、課題があるところには夜間中学校は必要であると考え、県立みえ四葉ヶ咲中学校のノウハウを生かして、早急に北勢地域に夜間中学校を造るべきだと考えます。

円卓対話の際に、知事からは、市で造っていただきたいとの発言もあったと聞いておりますが、北勢地域に学びの多様化学校を併設した夜間中学校を開設することに関して、知事の基本的な考えをお聞かせください。

もう1点、子ども第一の三重の項目でお尋ねをします。

いじめ対策のための学校ADR、裁判手続によらない紛争解決手続の設置と書かれています。知事は政策集でも、今議会での提案説明でも、いじめ対策のための裁判手続によらない紛争解決手続、いわゆる学校問題ADRの設置を検討したいと述べられております。いじめ対策はもちろんですが、教師と保護者間のトラブルなど、教師が本来の業務以外で時間を取りられることが多く、学校現場が疲弊している状況を考えると、教師と保護者間とのトラブル対応のための学校問題ADRのほうがむしろ必要なのではないかと考えます。このようなトラブル解決を第三者に任せられる仕組みが今の社会には必要だと私も感じておりますが、県が設置する学校ADRについて、知事は、いじめ対策だけを考えているのでしょうか。どのようなイメージを持っておられるのか、御答弁をお願いいたします。

また、昨年、四日市市が全国初の試みとして、教育委員会と三重弁護士会が連携して学校問題解決支援コーディネーターを設置しましたが、既に取組を始めている四日市市など、市町との関係や役割分担をどうしていくおつも

りか、お答えください。ちょっと長めになってきて、残りの質問が心配になつてきましたので、できるだけ知事、簡潔にいい答弁をよろしくお願ひいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 御質問いただきました夜間中学、学びの多様化、四葉ヶ咲中学校、非常に評価が高いというふうに聞いております。これは現場の職員が頑張っている、それから教育委員会も頑張っているということだと思っております。

三重県の中に幾つ造るべきか、これは実は議員から御紹介いただきましたが、四日市市長と円卓対話でお話をさせていただいた考え方のとおりでございまして、令和4年度に、入学して学びたいと回答していただいた方々ですが、全部で108の回答がありましたけれども、そのうち、やっぱり北勢がかなり多くて73%の回答でした。ちなみに中南勢は19%ということでござります。

令和6年に北勢地域でニーズ調査もやらせていただきましたけど、やっぱり津は遠いので、自宅から通える場所にあるといいなという声も結構多かつたということでございます。

他方、先ほど議員がおっしゃったように、夜間中学は全国に62あるんですけど、県立は11校、2校以上設置しているのが人口約745万人の愛知県と、それから約349万人の静岡県。人口が財政規模にも関係してきますので、もちろん多々ますます弁ずで、県内にたくさん造りたいという思いはあるんですけども、やはり実際には財政の制約がありまして、なかなか難しいところがあると考えています。

これ、実は市が設置をされておられる夜間中学もございますので、仮に四日市市が設置をされたときに、ほかの市から通いたいというニーズがあったときに、それを受け入れられるかどうか。これ、受けられているところも結構ありますて、分担金を負担していただきながら受け入れているということでございます。

私どもも、できましたら市で設置をしていただいて、ほかの市からも通っていたただけるような形で、ただ、それは私どもが間に入って調整もさせていただいて、汗をかかせていただいて、多くの方、学びたいというふうに考えておられる方が学べるような状況を市と県が一緒になって協力しながらつくっていきたいという思いを持ってございます。

それから、2点目、御質問いただきました学校ADR、これは今年の6月に総合教育会議で議論をしている中、これ、いじめを対象に議論していました。いじめがありますと、やはり保護者と学校の対立構造というのがあって、法的な課題がたくさん出てくると。やはり餅は餅屋ですので、法律の議論が出たときには、弁護士であるとか、行政書士であるとか、学校の先生は必ずしも法律のプロではありませんので、法律のプロに裁いてもらうことが大事だと思います。それも訴訟にいくと結構時間がかかりますので、訴訟外の紛争調停組織であるADRを使って裁いていくのがいいんじゃないかな。四日市市や津市はもう既にやっておられると聞いておりますので、我々も令和8年度の設置に向けて検討を進めておるところでございます。いじめに限るかどうか、必ずしも限る必要もないと思っていますが、もともと出てきたのはいじめでの議論でしたので、いじめにはしっかり対応していきたいと思っています。

2点目、おっしゃった、市で設置しているADRとの関係。これは今後考えてまいりますけれども、補完関係ができればそのほうがいいと思っておりますので、今後、市とも調整をさせていただきたいと思っております。

[38番 稲垣昭義議員登壇]

○38番（稻垣昭義） 学校ADRについては、市とも調整して、令和8年4月に向けて取り組んでいきたいということですので、ぜひそういう紛争解決の手段が必要だって私も思っています、今の時代を考えると。いじめからスタートですけれども、どうも見ていると、やっぱり保護者とのトラブルって結構多いのかなと思っていますので、その辺りを絞ってしまわずに、県はもう少し広く見ていただけるといいのかなというふうに思います。

夜間中学校は今の知事の答弁で、北勢地域には必要だという認識は持っていただいておるということは分かりました。それで、なかなかそうはいっても県でするのは難しいですよということでしたので、ただ、県もしっかりと一緒にやらせていただきたいということもいただきましたので、ぜひまた四日市市とも協議をした上で取組を進めていただきたいというふうに思っています。

ただ、県立でやるほうがスピードは速いと思っています。もう既に1校できておりますので、市でやるほうがやっぱり少し時間がかかるのかなというふうに思いますが、そこも詰めていただいて、県のしっかりととした支援がそこで必要だと思っています。

もう時間がないので教育長に答弁は求めませんけれども、教育長のほうからもしっかりと市の教育委員会と調整をした上で、一日も早く、北勢地域の課題が解決できるように、そういうことを求める声も非常に多いので、現場の小学校、中学校の校長先生たちと話をしていると、学びの継続を近くでできるということの意味というのは非常に大きいということも言われています。ですので、やっぱり津は遠いこともありますし、これ、四日市ののみならず、鈴鹿でも、桑名でも、北勢地域には同じ課題がありますので、ぜひ広域的な形で、そしてまたそのノウハウという部分で協力いただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひをいたします。

それでは、次に、政策集を少し飛ばしまして、政策集の6番、住みやすく、にぎわいのある三重の項目についてお伺いをいたします。

この中で、県民の尊厳を守るための実効性を伴ったカスタマーハラスメント防止条例を制定とあります。昨年の6月定例月会議で、新政みえの平畠武議員からその必要性が提案され、知事もカスタマーハラスメント防止条例制定の必要性を答弁され、その後、この県議会での様々な議論や有識者の会議での検討を経て、罰則規定を盛り込んだ条例制定に向けて進んでいると私は認識しておりました。

しかしながら、先日、連合三重と新政みえの政策懇談会の際に、カスタ

マーハラスマント防止条例の議論が止まっているのではないか、罰則規定が難しく、理念条例になってしまうのではないか、そういう疑問をいただきました。東京都や北海道、群馬県において、既に条例が制定されていますが、3自治体とも罰則規定を設けていないことを考えると、難しい論点があることと思います。三重県としては、これらの難しい論点をしっかりと整理して、課題を整理して、罰則規定を盛り込んだ、より効果的なカスタマーハラスマント防止条例を制定いただきたいと考えますが、知事の考えをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 夜間中学校、県も一生懸命やりますけど、やっぱり県内の市町、すばらしい方々がそろっておられるので、スピードはそんなに変わらないかもしれません。いずれにしても、しっかりと支援をさせていただきたいと思います。

それから、お話しいただいたカスタマーハラスマントの防止条例です。

これについては、法的に難しいことがあるというより、難しい議論が横たわっているのは事実であります。止まっているという誤解を与えているとすると、これは申し訳ないと思います。決して止まっているわけではありません。

今、地方検察庁と議論をしています。ちょっと法律の専門的な話になりますが、構成要件該当性というふうに言いますけど、何をしたらあかんか。実はこういうことをしたらあかんというのは刑法でも定まっていますし、それから公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例でも、これは罰則つきですけれども、定まっています。刑法にも迷惑防止条例にも該当しないようなやつたらあかんことというのがあるのかないのか、簡単に言うと、そこの議論を今検察庁とやっています。検察庁は、これ、時間かけてじっくりと検討します。これは検察庁が悪いわけではなくて、実際にそういうものをつくりますと、司法警察職員がそれに基づいて逮捕をしたりとかいうことをしなきゃいけない、あるいは法的な手続に入っていかなきゃい

けないんですね。そこがぐらぐらであると、意味のない法律、もっと言えば、そういう条例はつくってはいけないということになりますので、検察庁の立場も分かります。

我々が検察庁に対して今議論しているのは何かといいますと、たくさん類型はあるんですけど、代表的なものを申し上げますと、一つは、例えば特定の従業員、これはカスハラですので、公務員も含まれますし、教員も含まれますけれども、特定の従事をする人に対して暴言を毎日のように吐き続けたり、細いミスで謝罪を求める。これは一見すると、刑法で罰則があるように見えます。例えば、強要罪というのは刑法にありますけれども、これは人に義務のないことを行わせたり、あるいは権利の行使を妨害するんですけど、実はそこに条件がもう一つ加わっていまして、害を加えるぞって言わないと駄目なんです。これ、害悪の告知と言いますけれども、実は現場では、害を加えるというふうに言わないで、謝罪を求めたり、暴言を言う、これの類型があります。それによって、被害が発生していなかつたらいいんですけど、実は被害が発生していて、ストレスによって休職してしまう人も出てきています。これはやはり罰則をもって、そこはきちんと禁止をするべきだろうというふうに思っていますので、我々は今回定めようとしているカスタマーハラスメントの防止条例に、そういう行為に対する罰則、刑法では対応できないもの、これを入れ込もうと思って、今、検察庁と調整をしている。ただ、この調整はオープンではやらないですから、それで目に見えにくい。ただ、我々は、議員がおっしゃったそこの点、反省もしまして、伝えられる範囲で、検察庁という相手がありますから、どこまで言えるかはありますけれども、そこはしっかりとやっていこうと思っています。

同様に、セクハラに類似するような電話。これについては、公然わいせつ罪で処罰、処分できそうに見えますけど、公然わいせつ罪は公然とわいせつな行為をしなきやいけないので、電話というような一対一は、これ、実は公然わいせつ罪の範疇には、捕捉範囲に入っていないんです。なので、それをカスタマーハラスメント防止条例で、もちろん証拠を残す必要はありますけ

れども、そういうことをやっていこうということでございます。

しっかりと議論をして、私どもは諦めずにそういった行為が社会からなくなるように、有効に機能する条例をつくる。そのために罰則をつけようということで、検察と調整をこれからも続けていきます。

[38番 稲垣昭義議員登壇]

○38番（稻垣昭義） 今、知事から答弁をいただいて、しっかりと協議をしていただく中で、罰則つきの、効果が出るような形で今、調整をしているということですが、ぜひしっかりとそこをやっていただきたいと思います。今の話で、なかなか言えないかも分からないんですけど、そうはいっても時間がかかり過ぎてなかなか見えにくい調整ですので、どうなっているんやろうなというので、今説明もしっかりとすることでしたが、そうはいってもスケジュール感というのは要ると思うんですね。今の段階で、もしスケジュール感、県としての思いがあれば、少しその辺りだけもう一回お聞かせいただけますか。

○知事（一見勝之） やはり先ほど申し上げましたように、実際に条例をつくって運用するのは司法警察職員、そして裁判所もそうですし、あるいは検察でありますので、そこが納得感を持ってやってもらわないといけないというふうに思っています。彼らはやっぱり二、三ヶ月では難しいというような話も聞いております。じっくりと考えて、彼らの中で議論し、そして検察庁にも話をしてやっていくので、ちょっと時間がかかるかもしれません。

ただ、議員のおっしゃったように、私も先ほど申し上げましたけど、関係者にはその都度、分かる範囲、お話しできる範囲でお話をして御理解いただこうと思っております。

[38番 稲垣昭義議員登壇]

○38番（稻垣昭義） 分かりました。じゃ、しっかりと取り組んでいただきたいと思っています。議会のほうにも説明を、また隨時お願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、政策集8番、主権者である県民本位の行政サービスが提供される

三重の項目についてお尋ねします。

知事の掲げる様々な政策を推進するのは人であるため、県庁職員の士気は非常に重要です。知事は2期目のスタートに当たっても、失敗を恐れず挑戦することを職員に求めておられます。

一方で、不適正な事務処理事案や職員の不祥事が続き、ダブルチェックやトリプルチェックが求められると、これは決して前向きな仕事ではなく、仕事量は増え、仕事が嫌になるかもしれません。ミスを許さない雰囲気が強くなり過ぎると、挑戦する気持ちになりません。もちろん不適正な事務処理や不祥事はよくありませんが、その対策が増えれば増えるほど、職員の士気は下がるのではないかと考えます。

ここ10年間の退職者の推移を見ますと、定年退職者を除き、平成27年度は主査級以下が25名であったものが、令和6年度には49名と約2倍となっています。課長補佐級は18名であったものが27名と1.5倍、課長級以上は10名が18名と1.8倍となっています。令和6年度で94名が退職していることを考えると、やはり今の県庁の在り方を見直す必要があると考えます。

私は、退職者の声から本質的な問題が見えてくるのではと考えています。ぜひ退職者から積極的に聞き取りを行い、組織改革を行ってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

知事の政策集からは、不適切な行政手続を減少させるための研修やe－ラーニングの実施、あるいはハラスメントを減少させるための研修といった記載はありますが、人的資源をどう育てて生かすか、職員のスキルアップのための研修、積極的な人材登用といった考えが見てとれませんでした。このことについても知事の考えをお聞かせください。

以上、御答弁お願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） まず、後者から申し上げます。

県民との約束、公約であります政策集は、どちらかというと、県庁の人たち、実はこの人たちが動かないと、県はよくならないということでありまし

て、これ、非常に重要なファクターといいますか、人たちなんですかけれども、まず、県民との関係でいいたら、やっぱりコンプライアンスをきちんと守るというのは大事でありますので、国の役所でコンプライアンスも担当していた私としては、そこを中心に書かせていただきました。

他方、職員のやる気というのは非常に重要で、それも私は担当をしておりましたので、その部分については政策集、公約集に書くというよりは、内部のガバナンスの話かというふうに考えておりました。おりましたが、先ほど、議員からの御指摘で、確かに県庁の人たちがどうやってやりがいを維持しながら働いていくかというのは、県民の皆さんにとっても大事なことというふうに思いましたので、今後、そういう部分も含めて、県民の皆さんにお示しできるようにしていきたいと思っております。それが2点目についての答えです。

1点目につきましては、県庁の職員、若い人が辞めていくというのは事実です。不適切な行政処理、これはあってはならないというふうに言ってしまうと、実はそれを隠す方向に動いていくので、あるんです、それはあるんですけども、それはできるだけないようにしていく。これが大事だというのを組織の危機管理をやらせていただいた私の感じではありますけれども、そこはそれでなくすようにしていくんですが、あまりにそこを過度に問い合わせたりするとよくないと思います。それから、国の組織も結構失敗します。それでもマスコミの皆さんからそこだけを追及されるというのはなかったんですけど、そんなにはないんですが、そこは様子を見ながらということではありますけど、なるべくないようにしていくということですね。

若い人が辞めていく理由というのは幾つかあると思います。やりがい、公務というのは本来やりがいがすごくあることなんですかけれども、なかなかそれが感じられないということであるとか、あるいは業務が多過ぎるとか、それで、それらの対応ということの一つとして、「明日の県庁」創造チームというのをつくらせていただきました。これ、今議論していただいていまして、今年度末ぐらいに一定の方向性を出すんですけれども、そこで、先進的な県

にヒアリングに行ってもらったりしています。そこで議論を行って、つくつてもらって、組合とも話をしてもらって、そして最後、執行するのは総務部になりますけど、総務部で何をやっていくか、こういうことを決めていくということなんですが、その中で、実は既に退職者の声も、これ、議員からひょっとしたら総務部に話を来ていただいたのかもしれません、聞いています。その中では、県のよかったですとして、退職した後、組織がしっかりとしていて仕事がやれる、やりやすい、あるいは将来どういうふうに動いていくのかが見える、そういう声もありました。ただ、残念な点としては、若い頃からマネジメントをやりたかったというような声もあります。そういったことを今後の若い人の人材育成に生かしていきたいというふうにも思っています。

それから、大事なのはやっぱり褒めることであると思っていて、三重県民のためにしっかり頑張っている人を褒める、M i e V P表彰という名前、これ、総務部がつけてくれたんですけど、それを令和6年から導入をしてやらせていただいている。これは海上保安庁での表彰制度を参考につくったものですけれども、これで士気が少しでも高まればというふうには思っておるところです。

〔38番 稲垣昭義議員登壇〕

○38番（稻垣昭義） 御答弁いただきまして、「明日の県庁」創造チームの提案、私も期待したいと思っていますし、また、その提案に基づいてこれから取組をしていただくことで、少しでも県庁の働きがいというか、働きやすさが進むことを期待したいというふうに思っています。

退職者の推移、本当に難しいなと思うんですけど、これ、一覧表を総務部から頂いたんですが、大体50名から60名ぐらいで推移していたものが、令和に入ってから、令和元年から100名ぐらいになっているんですね。100名前後の退職者になっているということを考えると、何かそこで極端なことが起こったわけではないとは思うんですが、やっぱり時代の流れであるのかなと。県庁だと、なかなか20年ぐらい課長になれやんとか、民間では若い人がぱり

ぱり前線で頑張って、同級生がやっているのを見ると、そういうのがあるかも分かりません。でも、一方で今、知事が言わされた県庁のよさもあって、どっちを選択するか、それぞれなんんですけど、その中でもやっぱり課題になる部分は少しでも取っ払って、働きがいのあるところにしていただきたいなというふうに思っています。

先ほど、知事からも御紹介があった令和6年の縁の下の力持ちみたいな形の、みんなで褒めてやろうみたいな取組、去年、私も聞かせていただいて、議長をやらせていただいておったので、議会事務局でもまねさせていただいたんですね。すごいいい取組だなというふうに思っています。そんな取組もやっていただいているので、少しでもそれが若い人にも伝わって、そして若い人の声を吸い上げてやっていただきたいと思っています。

ただ、そんな中で、やっぱり先ほど知事からもお話があったんですが、業務が多過ぎるとか、仕事が多過ぎるとか、いろんなことがあると思うんですね。これは今日は時間がないので、また私、11月に一般質問させてもらえる可能性があるので、そのときにじっくりやりたいなと思うんですが、やっぱりデジタル化とか、AIとか、そういうのを積極的に活用することも大事だなというふうに思っていますし、あるいは前も一般質問で議論をさせてもらったんですけども、もうちょっと民間からの中途採用をさらに増やしていくとか、いろんなことをやっぱり考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

そんなこともこれからこの取組としてやっていただきたいのと、県庁の中でも、今しっかり議論もしていただいているということですので、できたらせっかく県庁に入った方が途中で辞めずに、やりがいを持って県民のために仕事をしてもらえるような、そんな風土をもつともつとつくっていってほしいなというふうに思っていますので、期待をしたいと思います。

次の項目へ行かせていただきます。

知事の任期は4年ですが、この機会ですので、未来の三重県の姿についても議論したいというふうに思います。

20年に一度の第63回神宮式年遷宮が2033年に行われます。8年後のため、知事の2期目の任期内ではありませんが、式年遷宮を生かした取組を三重県としてどのように考えるかは重要であります。40年前は、式年遷宮後に三重の活力をつないでいくために、1994年に世界祝祭博覧会、まつり博・三重'94が県営サンアリーナを会場に開催されました。伊勢戦国時代村や志摩スペイン村が開業したのもこのときであります。

20年前は私も議員となっており、議論に加わりましたので、記憶に新しいのですが、当時の野呂知事が、一過性のイベントではなく、持続可能な地域づくりを目指して、文化力を掲げて、2009年から2014年までの6年間にわたって、美しき国おこし・三重を展開しました。

20年前は式年遷宮の翌年まで6年間かけて事業を行ったことを考えると、今回の取組も、取組内容によっては2期目の一見県政から行うことになるのかもしれません。私は一過性のイベントではなく、持続可能な取組にすべきであるとの前回の式年遷宮に合わせて展開をした美しき国おこし・三重の考え方は重要だというふうに思っておりますが、前々回の世界祝祭博覧会、まつり博・三重と比べるとインパクトは弱く、県民の記憶にもあまり残っていないのではないかと思います。

知事は、この2033年の第63回式年遷宮に向けて、どのように三重県を盛り上げていこうと考えておられるのか、三重県として何を仕掛けていこうと考えているのか、御所見をお聞かせください。

私は、自然との共生、滞在型の観光をキーワードに、例えば全国植樹祭や全国都市緑化フェアなどの天皇陛下の行幸をいただくような県民参加型事業を式年遷宮に向けて戦略的に誘致することを考えてはどうかと思います。

また、私は2年前に、この本会議場で知事に、伊勢西国三十三所観音巡礼をもう一つのお伊勢参りとして、本県の観光政策の重要なコンテンツとして取り組んではどうかと提案をさせていただきましたが、まさに式年遷宮に向けて伊勢神宮参拝者が増える中、観音巡礼により三重県に滞在する人を増やす戦略も重要と考え、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

インバウンドも重要ですが、このもう一つのお伊勢参りのストーリーは、日本人の心に響くと考えます。これから8年間を考え、わくわくするような取組をぜひ知事と一緒に考えていきたいというふうに思いますが、この私の提案についても知事の考えをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 非常に興味深い御提案を頂戴いたしました。

2033年の神宮式年遷宮、これ、20年に1回やってまいります。三重県にとってやっぱり大きなチャンスでございます。その年に多くの観光客が三重県に来るだけではなくて、三重県、ふだんは割と地味で、あんまり注目されていないとも言われますけど、その年はやはり華々しく全国に、全世界に報道されるということですので、光が当たるチャンスでもあります。それを利用して、三重県として何をやっていくのか。過去2回の式年遷宮で、その当時の県庁の皆さん、そして議会の皆さんがやられたことを御紹介いただきました。これは立派な成果であるというふうに思います。2033年に向けて、まだ8年あるでもなく、あと8年しかないという御指摘も正しいと思います。

次期遷宮のときに何が起こるかなということを想定しながら、何をやっていくのか。一つは、人口はどんどん減っていきます、残念ながら。そして、道路のインフラ整備、東海環状自動車道でありますとか、あるいは近畿自動車道の紀勢線、リニア中央新幹線はまだだと思いますけれども、かなり、ひょっとしたら名古屋まではリニアはもう来ている可能性がある。そういうものを、交通インフラを使いながら、何をやるか。

結論は、大きな箱物をやるというのは、もうこれ、日本全国どこでも難しくなっておると思いますので、議員のおっしゃったような、観光に目をつけるというのは大事なことかと思います。遷宮というのは多くの人が日本中から、世界からも来る可能性があると思っていますので、そのときに、三重県内を巡っていただく、それが経済効果も出るということになりますので、それを考えている。そのためには今から観光インフラを整備していくかなきやいけないし、周遊ルートもつくらなきやいけないということでありまして、今

年度予定していますインバウンドの計画、あるいは来年度予定しています三重県観光振興基本計画の改定、こういったものの中でも議論をすべきかなど。きっかけはやっぱりそこ、その二つはあるかなと思っています。

ただ、観光だけではなくて、やっぱり全県的に検討する必要があると思いますので、観光部に加えて、プロモーションを担当する部局は政策企画部に置いてありますので、そこが司令塔になって、観光部も一緒になって考えて、次期式年遷宮のときに何ができるかというのをしっかりと考えてていきたいと思います。

御指摘いただいた伊勢西国三十三所観音巡礼というのも一つの大変なテーマだと思いますし、ガーデンツーリズムを推す声も観光部の中にあります。そういう声が出てきているのはいいことだと思いますので、それを総体的に考えながら、そろそろ今年度、来年度、8年後に向けて考えていきたいというふうに思っているところでございます。

[38番 稲垣昭義議員登壇]

○38番（稻垣昭義） 知事のほうからいろいろ、今の段階での考えをお聞かせいただきました。8年あるので、しっかりとこれから知事の中での構想も練りながら、それこそ県庁の若い職員からのいろんなアイデアももらって。恐らく、若い職員なんかは当然そうです、知事も20年前、ここにみえなかつたので、20年前とか、40年前、私も40年前、もちろんいませんし、どういう思いを持って三重県がやってきたかということは、なかなか今の若い方とか、それ以降に県庁に入られた方は分からぬと思うんですよね。ですから、やっぱり三重県はずっとそれを脈々とつなぎながら、20年に一度、遷宮に合わせて取組をしてきたということもあるので、そういう過去の思いなんかもしっかりと検証して、そしてよりよいものにしていただきたいなというふうに思っています。

ただ、時代は大分スピードが速いので、恐らく今までの20年よりもさらにこの20年のスピード、早かったと思いますし、変化が激しいと思うんですよね。そこはやっぱり時代に合ったものにしていただく必要はあるのかなとい

うふうに思っています。

そしてまた、人口もどんどん減っているって話がありましたので、2033年の三重県の人口が何人になっているか、私も今、まだ計算していないので、またA Iに聞いてみようと思いますけれども、何人になっているか教えてくれると思うので、そういったことを考えると、そのキャパシティーでやっぱり考えていいかないかせんし、観光なんかも、じゃ、それを補うものとして、どれだけの方を誘致して、観光で来ていただくのかとか、やっぱりそういった視点が要るのかなと。今までこうやっていたからこうだというのも通用しない時代になっているのかなと思うので、ぜひ三重県だけがこれはやれる、20年に一回というチャンスですので、しっかり知事の中でその計画も温めていただきたいなというふうに思っています。

もう一つのお伊勢参りも今、知事からいい提案だということも言っていただきましたし、ガーデンツーリズムの話もしていただきました。知事も前にもおっしゃっていましたけれども、やっぱり滞在型観光というのは、三重県はいいところがいっぱいあるんですけど、どうしても来てもらって、なかなか長いこといていただけなくて、大阪に泊まったり、名古屋に泊またりとということになっちゃいますので、やはり来た方が三重県に滞在をしていただく、そういった仕掛けをしていくことというのは非常に大事だと思っていますので、そういう意味で、私はもう一つのお伊勢参り、いいと思っていますし、ガーデンツーリズムなんかも、先日、私も行かせてもらったんですけど、三重県にこんなにすごくいいお庭があるのかということも改めて発見もしましたので、そういった取組をぜひこれから力を入れてやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問になりますけれども、メガソーラー発電についてお伺いをします。

今回の知事選挙では、メガソーラー反対を主張する候補がいましたが、その声がS N Sで広がったことから、この本会議場で取り上げたいというふうに思います。

知事は選挙期間中、三重県がメガソーラーを推進している事実はなく、補助金も出していないと語られておりました。私は、自然を壊してメガソーラーを造ることには反対ですが、例えば木曽岬干拓地のように、未利用状態で有効活用がされていなかった土地でメガソーラー発電事業が行われ、再生可能エネルギーとして活用されることには反対ではありません。恐らく知事も同じスタンスではないだろうかなというふうに思います。

今回の知事選挙から感じたことは、どちらかが推奨していて、どちらかが反対しているものについては、選挙戦の争点となりますが、そうでないものを無理やり一方的に争点にしようと騒ぐ選挙のやり方は、私は問題であると考えます。

メガソーラーについては、選挙戦で知事は、メガソーラーからペロブスカイトへと訴えておられました。

私は昨年、一般社団法人エネルギー情報センター理事の江田健二氏の講演を聞いたときに、初めてペロブスカイト太陽電池を知りました。既存の太陽光パネルに比べて厚みが約100分の1で、折り曲げて多様な場所に設置することも可能なため、ビル壁面など、これまで設置が難しかった場所に設置可能となり、製造工程も短縮されるため、製造コストダウンも期待されます。

また、主要材料のヨウ素の生産量は、日本が世界の約30%、世界第2位を占めているとのことです。このペロブスカイト太陽電池は、日本初の技術で日本が先行していることから、今後、私はメガソーラーからペロブスカイトへと変わっていくことを期待しております。

昨年5月に経済産業省は、ペロブスカイト太陽電池の普及を目指す官民の協議会を設立し、本年をペロブスカイト太陽電池元年と位置づけ、2040年までに原子力発電所20基分相当の20ギガワットの導入を目指す方針を出しておりますが、三重県としては具体的にどのような取組を今後行っていくのか、お答えください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） エネルギーミックスの考え方については、私も議員と同

じ考え方でありますて、今、再生可能エネルギーは現状22.9%ですが、国はこれを2030年に38%まで上げたい、そして2040年には50%まで上げたいという目標を示しています。仮に再生可能エネルギーが増えていかないと、火力発電はもうCO₂の排出量の関係で限界がきますので、原子力発電を増やすべきやいけない。これも大きな課題がありますので、やはり再生可能エネルギーを増やすべきだというふうに思っています。ただ、自然を破壊して造る太陽光発電とか、再生可能エネルギーはいいのかということで考えると、これからはペロブスカイト太陽電池だと、あるいは洋上風力発電だと、そういうことを考えていいかいけないといふうに思っています。

ペロブスカイトの主原料はおっしゃるようにヨウ素、元素記号でいうとI、その3割を日本が占めているという資源優位性もあります。かつ、度会町御出身の京都大学の教授であります若宮先生がペロブスカイトの研究でかなり優位性を持っておいでになられるということもあって、お話をさせていただきながら、若宮教授とも協力しながら、今年度、桑名の会社にも御協力をいただき、光が弱いところでのセンサー作動の実証などもやらせていただきました。

来年度も、もうちょっとフィールドを広くして、例えば農地で何かできないかとか、あるいは県の建物を使ってペロブスカイトを、壁とか屋根、そういったもので何らかの実証ができるか、これを今考えているところでございますので、来年度予算に盛り込みたいと、積極的に支援をしていきたいと考えているところであります。

〔38番 稲垣昭義議員登壇〕

○38番（稻垣昭義） ペロブスカイトを積極的に支援して取り組んでいくということでした。

国のはうもやっぱり力を入れてやっていこうということで、今お話しいたしましたように、経済産業省も今やっているということですので、やはり三重県としても連携してというか、国の情報もしっかりと取っていただいて、取組も進めていただきたいなというふうに思っています。やっぱりこれから

エネルギーをどうしていくかということと、自然をどう守っていくかということ、両方とも大事なことでありますので、そういうことをしっかりとやるのが政治だというふうに私は思っていますので、そのことを、一方だけを捉えてというやり方はやっぱり今の時代には合わない。

ただ、冒頭の話に戻りますけれども、今回の選挙戦を見て、私が非常に心配しているのは、やっぱりワンイシューで物事が進む嫌いがあると。これは参議院選挙もそうですけれども、今回の知事選挙も含め、世の中がそうなつてきている中では、冒頭に戻ると、やっぱり政治家の発信力というのが非常に大事かなというふうに思っていますので、しっかりとしたことを発信し続ける、そのことの継続性がよりよい県、よりよい国をつくることになるのかなと思っていますので、ぜひ知事にはそういった取組もこれから考えていただきたいと思っていますし、何よりもこれから4年間の任期をしっかりと三重県民のために頑張っていただきたい、そのことをお願い申し上げまして、私からの代表質問とさせていただきます。

今日は本当にどうもありがとうございました。 (拍手)

休憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分開議

開議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問

○議長（服部富男） 代表質問を継続いたします。42番 青木謙順議員。

[42番 青木謙順議員登壇・拍手]

○42番（青木謙順） おはようございます。

実は私の初当選のときは、ここでは旧一志郡選挙区と言うておったんですけど、今、2期目からは県庁所在地の津市選挙区選出の青木謙順でございます。

議長のお許しをいただきましたので、本日は会派自由民主党、最近16名になつたんですけど、代表して、質問に立たせていただきます。

過去にたしか一般質問は20回以上させてもらっているかなと、経験があるんですけども、代表質問は何と初めてということで、2週間前に会派総会で質問内容をお示しして、本日に至つてございます。御協力ありがとうございます。

また、今日は、同じ6期目ではありますけど、四日市市選挙区選出の50代のお二人と一緒に代表質問に立たせていただき、大変光栄に存じております。一人だけちょっと年上で申し訳ございません。最後までどうぞよろしくお願ひいたします。

質問に入ります前に、稻垣議員も少し触れられましたが、今月12日の記録的な大雨により、被災されました皆様、そして9月2日からの大雨及び台風15号により被災されました皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

続いて、私のほうからは、先日25日に、故三谷哲央議員の追悼がございました。30年、8期、苦楽と共にされた舟橋議員の追悼の言葉が非常にじんときましたし、また、いろんなことを御指導いただいたなということを思い出させていただいておりました。特に3月26日の全国自治体議会改革推進シンポジウムでの御挨拶がずっと思い出されまして、耳の底に残つてございます。謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げ、私なりに合掌させていただきます。

いざ、今回、初めて私、さつきちょっと大きな声で言いましたけど、議席番号が42番になったんです。故三谷議員は日頃から、議会改革は意識改革だと。ちっちゃいことから、いろんなことからどんどん改革していくかなあかんよというようなことを、いろんな機会で教えてもらっていました。

4年前、私も議長に就任させていただいたときに、これまでの議席の最終議席番号が議員数より一つ多いことが常習化していることずっと違和感がございました。昭和46年からずっと42番が欠番だったそうでございまして、50年間、半世紀にわたって42番が欠番でした。当時、先ほど質問に立たれました稻垣議員が副議長で、いろいろ相談させていただいて、やっぱり県民から質問されてよう答えやんようなことは正していかなあかんよねって、そんなことも議論がありまして、その年、令和3年の7月に代表者会議、そして議会運営委員会を経まして、そしてたしか8月3日、これ、新型コロナの時期でいろんな本会議が続いている時期だったもんで、たまたま本会議が8月3日になりました、ちょうど7月1日に会派異動がありましたので、あんまりわざわざそのときだけというのもあかんので、常時、本会議で議席番号42番の欠番は解消されまして、本日に至っております。たかが42番ですけど、僕はされど42番かなと思いつつ、42番を大切にして今日は質問させていただきたいと思います。

まずは、一見知事、そして4人の補欠選挙で当選された皆さん、おめでとうございます。

稻垣議員への一見知事の答弁、ずっと出っ放しでいらっしゃいましたので、私、その都度ポイントだけ出させていただこうかと思ってございまして、そのときにはしっかりした答弁をお願いしたいと思いますし、改選後、初の質問となりますので、個々の話は後ほど掘り下げて伺うとして、まずは私からも、これから約4年間にかける知事の思いを聞かせていただきたいと思います。

[一見勝之知事登壇]

○知事（一見勝之） 先ほど、稻垣議員の御質問に対してお答えをさせていただいたことと重なったら御容赦をいただきたいと思いますが、今までの4年間、どういう思いでやってきたかというのは、政策集の中にも書かせていただきましたけれども、ふるさと三重のために粉骨碎身、一心不乱に業務に取り組んでいきたいと思って、それをやってきたつもりではございます。あわせて、三重県に生まれ育った同胞である三重県人のためにもしっかりと頑

張っていきたいということで、やらせていただいたつもりでございます。

これから約4年間ですけれども、今までの4年間以上に、世界も、そして日本も、経済も、不確実な時代がやってくると思います。もちろん人口は減っていきます。ですから、それへの対策も大事であります。外国人に対してどう対応していくのかというのも大事ですし、自然環境をどう守っていくのかというのも大事です。その中で、三重県のにぎわいをどう維持していくのかというのが重要です。

間もなくですけれども、行政展開方針はこれからお話をさせていただくんですが、その中に考え方を入れていきたいと思っていますけど、大きく言うと二つ。県民の命と尊厳を守るという部分と、それから未来を拓くという、その二つが大きなポイントになろうかと思います。

それで、さきの4年間で土壤はつくった、この土壤に希望を芽吹かせたいというのが、県庁の人たちが、この代表質問の答弁の案を作ってくれまして、そこに書かれていることでございますけれども、そのとおりですね。基礎は4年間でつくったような気がしております。ある程度、芽が出てきているものもありますけれども、まだこれからやっぱり成長させていかないといけないと思っていますので、先ほど申し上げた2点を大きな項目としながら、その中には防災もあります、医療もあります、子ども政策もあります、教育もあります、そしてものづくりもある、そして観光もあって、さらには農林水産業もある、インフラ整備もある、交通政策もある、人口減少対策という横串の課題もある、そういうものをしっかりと前に進めていきたいと考えておるところでございます。

[42番 青木謙順議員登壇]

○42番（青木謙順） 丁寧な答弁をいただきました。稻垣議員とも重なる部分があつたかも分かりませんけれども、政策集も読ませていただいておりまし、地震対策、先ほど出てまいりましたし、医療提供体制の充実とか、子育て支援の充実など、まずはあそこに書かれているような、県民の命と尊厳を守るということをベースに、その上で、産業振興だとか、観光振興だとか、

先ほどの公共交通、それからインフラ整備、人口減少対策なども未来を拓くためにしっかりとやっていくというような御発言であったように思います。

ぜひ、先ほども言われましたけれども、この4年間でつくられた土壌に、これから4年間で希望を芽吹かしていただいて、そして三重県の未来に大きな花、大輪を咲かせていただければなと期待するところでございます。

ちまたでは、米国のトランプ関税、令和の米騒動など、今年の漢字は米（ペイ）、米（コメ）とか、その文字に決まりそうな勢いでありますけれども、三重県の今年の漢字、あるいは今後4年間の三重県を表す漢字も楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

先ほど、一見知事の熱い思い、聞かせていただきましたので、これから個別具体的な質問に入らせていただきたいと思います。私、所属が現在、教育警察常任委員会でございますので、それ以外から拾わせていただきました。特に、政策集の中で言うと5番になりますけれども、公共交通、それから社会資本の充実を目指す三重の中に含まれる内容を中心にお聞きさせていただきたいと思います。

まず、県内主要駅周辺の再整備についてお聞きいたします。

令和2年5月に、これももう5年前の話ですが、改正道路法等が公布されたことにより、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築や民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進が可能となりました。当時は、御承知のとおり、コロナ禍真っただ中であり、その年の流行語大賞、3密という言葉が選ばれたことは皆さんも、記憶に新しいことだと思います。

そのような状況の中で、東京への一極集中を是正すべきであるとの声は再び大きくなりまして、テレワークやオンライン会議が一気に普及し、これらの動きに合わせて地方への移住を考える人が増え、地方都市は改めて働く場、安心して住まう場として注目されることになった時期でもございました。

また、都市全体の魅力はもちろんですが、特にその都市の顔となる主要駅周辺が機能的に整備されているか、人に優しい空間となっているかという点は、企業の進出や人が移住を考える際の重要な要素であり、折しも、北勢の

ほうで言うと、桑名駅の自由通路、橋上駅舎の完成による利便性の向上、それから近鉄四日市駅周辺におけるバスターミナルプロジェクト、いわゆるバスターミナルを活用した道路空間の再編の候補地選定など、三重県内の主要駅周辺の整備については、新しい動きが見え始めた時期でもありました。

パネル1を御覧ください。（パネルを示す）さらに、これを見ていただくと、県都である津市においては、この改正道路法等の公布を受けて、同年の7月31日に、県と共同で津駅周辺道路空間検討会を設置され、津駅周辺の道路空間再編に向けた検討が始まったところでもありました。

当時、私は、この機会を絶対逃がしたらあかんというような気持ちも、地元ということでありまして、しっかりと受皿整備をすることが地方の活性化につながるものと考え、同じ年の9月28日の一般質問では、よい取組の一例として、このテーマを取り上げさせていただきました。5年前の一般質問ですから、この中におみえになる、両副知事はおみえになったような気がしますし、この議場では、2期目以上の方はかすかには覚えてみえると思いますが、52年前に、実は津駅の駅前ビルのチャムがオープンしたときに、歌手の松崎しげるさんが屋上でギターを弾きながら、黄色い麦わら帽子を歌っていたと紹介したと。覚えてますか。覚えていない。そのとき、先ほど申し上げました桑名駅や四日市駅の取組に触れつつ、今後の津駅周辺の再整備に向けて、県としてどのような方向性で検討を進めていくのか、どのようなことを重点的に取り組んでいくのかなど、県の考え方について質問を行いました。当時は鈴木知事でございましたけれども、全国知事会においても大都市部への過度の人口集中等に伴うリスクの回避について発言をいただいたことや地方への新しい人の流れを推進する提言をまとめ、特命担当大臣に要望活動を行われたことを報告いただきました。

その後、桑名駅や四日市駅など、主要駅の周辺整備が進められていることの重要性を述べられるとともに、津駅周辺の道路空間整備については、県都、津の玄関口であり、整備を推進することは、地域活性化の起爆剤になると大きな期待を述べつつ、地域が発展し、にぎわいをつくり出し、人に優しい

道路空間がつくられていくよう努めていくとの発言があったと記憶してございます。

さらに、当時の水野県土整備部長からは、懐かしい方ですが、官民の強固な連携体制の構築、観光防災の観点の導入、ＩＣＴや新たなモビリティーなど、未来志向の観点の導入を重要なポイントとして検討を進めたいとの具体的な考え方を示していただきました。

再度、このパネルを見て下さい。（パネルを示す）その後、検討組織においては、民間委員にも参画いただいた津駅周辺道路空間検討委員会を経まして、現在では、津駅周辺道路空間再編検討委員会として、国・県・市及び関係者が連携して検討を重ねられています。

先月には、津駅周辺の基盤整備の方向性（ビジョン）が公表されまして、地元の津市民のみならず、県都の玄関口の整備に向けて、広く県民の期待も高まっていると思います。

今後は、このビジョンを踏まえて、さらに具体的な方策を検討するステージに入っていくものと思いますが、県として、これまでの検討状況を踏まえつつ、どのように取り組んでいくのかをお聞きしたいと思います。

まず、ビジョンでは、津駅周辺の将来イメージとして、交通結節機能の充実、防災機能の確保、にぎわい、滞留空間の創出、東西連携の強化、回遊性の向上が示されており、国・県・市が連携して、それらの実現に取り組むこととなっています。

その中で、県は、津駅前の県道ですけれども、県道津停車場線において、歩行者利便増進道路、いわゆるほこみちの制度を活用して、にぎわいのある道路空間を構築するための検討を進め、様々な社会実験を行っていますが、これらの取組状況及び成果等についてお聞きしたいと思います。

また、道路空間の活用を継続的なものとしていくためには、活用していく主体をしっかりと確保することが重要だと思いますが、どのように取り組んでいくのか、併せてお伺いしたいと思います。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） ただいまお尋ねのありました県道津停車場線の社会実験の結果及び道路空間を継続的に活用する主体の確保について回答いたします。

県都の玄関である津駅と街をつなぐ県道津停車場線については、津市が策定しました津駅周辺基盤整備の方向性（ビジョン）の中で、にぎわい空間の創出、道路空間の民間利用の促進などによる魅力向上と回遊性を有した歩行者空間の整備が期待されています。

こうした中、県道津停車場線で、令和4年度、令和5年度にそれぞれ、拡張した歩道空間にキッチンカーやテーブル、椅子などを配置し、イベントを実施する、にぎわい創出の社会実験を行ったところでございます。

令和5年度には、12日間で延べ約1万2000人の来場があり、アンケート調査の満足度も非常に高く、来場者、出店者の双方から再度の開催を望む声が多く寄せられるなど、非常に盛況でございました。

動線の分離や段差の解消、木陰の不足等の課題も浮き彫りになりましたが、歩行空間の拡張及びその活用により、にぎわい創出効果が見込まれる結果となったことから、歩道空間の拡張に向けた検討を進めているところでございます。

また、令和7年1月から7月の半年間、公共交通を補完する交通手段として、路上カーシェアリングの社会実験を実施しました。交通結節点である津駅に近いこともあり、1台当たり1日平均利用回数は、既存の駅周辺のカーシェア拠点より3割程度多く、ニーズの高さが確認されました。そのため、駅周辺の機能再編の中で、導入すべき機能の一つとして検討を進めていきたいと考えております。

道路空間の活用を継続的なものとするためには、拡張した道路空間を活用してにぎわいを創出する主体を探すことも重要でございます。そのため、まちづくりを中心となって進める津市と協力して、当面は地元商店街組合、商工会議所等への聞き取りや社会実験を通じて、地域課題の把握を行いながら道路空間を活用したまちづくりに関心を持っている組織の発掘に努めてまい

ります。

[42番 青木謙順議員登壇]

○42番（青木謙順） 初登場、おめでとうございました。

県が中心となって進めている取組の状況を聞かせていただいたんですけれども、私どもも微力ながらというか、情報はどんどん入れなあかんということで、名前はどんどん変わっていきますけど、検討委員会が、またアスト津だとか、また三重河川国道事務所の会議室やとか、そんなところで開催されておるときには、ほとんど傍聴をさせていただいています。

（パネルを示す）パネル2を見てください。

次に、ビジョンによると、国が中心となって進めている交通結節点の機能強化を図るバスタプロジェクト、津市が中心となって検討を進める東西自由通路の整備や交通ターミナルと一体となった官民連携による複合建築物など、様々な検討が進められています。

国土交通省から来ていた藤井部長には、国交省でのこれまでの経験とか、それからネットワークも十分生かして、3者連携による検討をより一層前に進めていただくことを期待しているんですけれども、特に県としては、国と津市、それぞれの立場に仲立をしてもらって、調整を図っていくことも重要な役割だと思っております。

そこで、ビジョンの実現に向けて、国及び津市とどのように連携していくのか、部長の意気込みをまずお聞きしたいと思います。

あわせて、このバスタプロジェクトは、県内では令和3年に近鉄四日市駅で事業化されていますけれども、全国でも非常に取組事例の少ない事業でございます。津市のバスタプロジェクトの成功に向けて、県としてどのように関わっていくのか、併せてお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました津駅周辺基盤整備の実現に向けた国及び津市との連携と、あと、バスタプロジェクトに向けた私の意気込みについて回答いたします。

津駅周辺の将来像を示したビジョンの実現に向けて、国がバスタプロジェ

クトの必要性を調査中であり、津市が東西の連携強化、利用者の利便性向上のための東西自由通路の整備検討に加え、交通ターミナル上部空間への民間主導による複合建築物の導入可能性を調査中です。

一方、県といたしましては、県道津停車場線での魅力ある道路空間の創出に向けた検討を進めており、これらの取組はそれぞれ密接に関連しています。

このような多様な主体が関わるプロジェクトを円滑に進めるためには、関係機関の連携が必要不可欠であります。

特に、バスタプロジェクトについては、全国的に見ても供用されているのは東京都のバスタ新宿のみで、現時点で事業に着手している箇所は、近鉄四日市駅を含め7か所のみという先行事例の少ない事業でございます。近鉄四日市駅周辺においては、四日市市が進める中央通り再編の動きに合わせて、バスタ事業が進められています。

バスタプロジェクトを含む津駅周辺の再編において、津市が主体となって都市計画の検討を進めることが重要であると考えております。四日市市の事例も参考にしながら、県として、国と津市のかけ橋となり、連携促進をしつかり図ってまいりたいと考えております。

県都の玄関口としてふさわしい魅力ある空間の創出に向け、国土交通省職員時代のまちづくりに関する経験と人的ネットワーク等を最大限生かし、令和4年3月に国・県・市の3者で策定した津駅周辺道路空間の整備方針に掲げた「みえ県都の顔となり、地域の活力を引き出し災害にも強い空間」の創出に、県土整備部長といたしまして尽力してまいります。

[42番 青木謙順議員登壇]

○42番（青木謙順） 再質問ありがとうございました。

来たばかりと思わぬぐらいすごい調べてみえて、詳しいところまで答弁いたきました。再編に向けた部長の熱い思い、様々な取組や検討に、県として積極的に関わってもらっていることも聞かせていただいたところでござります。

国、津市との連携によりビジョンが実現して、多くの人がにぎわって、

集って、そしてすばらしいまちになる、人に優しい道路空間が創出されることを期待していきたいと思います。

また、県内外から多くの人が集まって、津駅を起点に県内各地へ観光旅行に旅立つ、そんな三重県の玄関口、結節点となり、県内の活性化に向けた起爆剤になると思います。

現在進められている近鉄四日市駅のプロジェクトが完了した後、これ、抜くことはできませんから、時を置かずに、津駅の整備に着手されることを県民の皆さんも期待されていると思いますので、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

知事、お待たせをいたしました。最後に、津駅周辺の再編を三重県の活性化にどのように生かしていくのか、一見知事のお考えを聞かせていただけたらなと思います。

○知事（一見勝之） 議員が冒頭おっしゃいました、道路法等の改正のときにちょうど私も局長をやっていましたし、今、香川県知事である池田道路局長と、私が自動車局長でした。道路法の改正なんんですけど、質問はほとんど自動車局に飛んでくるという、こういうことであります、終わった後に池田局長から、ありがとうございました、すみませんでしたという話がありまして、いやいや、いいんですよ。交通と駅前整備というのは事ほどさように関係があるんですよという話をしたのを覚えております。

駅のにぎわいをどう継続したり、取り戻していくのかというのは、これ、大事なことでありますし、冒頭、四日市市選挙区選出の議員を意識されておられるような、頑張るぞみたいな、ライバル視ということではないと思いますけど、おっしゃっておられたのもお伺いをして、四日市市、先ほど部長が答弁しましたけれども、今、中央通り再編を頑張ってやっていただいています。併せてバスタも造ると。大事なのは、やはり基礎自治体、市がしっかりとやる、汗をかかんといかんということだと思います。それは国土交通省との関係も同じです。たまたま私は国交省出身ですし、部長も国交省から来てもらっていますが、津市も国交省と、県がやるのと同じように話をしてもら

わんとあかん。四日市市も頑張ってやっております。よく言われるのは、高校の同級生なんか、津はちょっと駅前が寂しいので、県でやってほしいんやって。いや、県もやるけどさ、基本は四日市を見てもうたら分かるよう、市がしっかりやらなあかんねんで。いや、やってくれへんねんや。やっていると思います。やっていると思いますけど、やっぱり一緒になってやるというのも大事なんですけれども、まずは、先ほどの部長答弁の中に、津市が主体となって都市計画の検討を進める。都市計画は市がやらなあかんのですね。そこでしっかりとやってもらいたいというふうな思いを持っております。県としても協力をしていくことが大事かなと思っています。

三重県を活性化するためには、津だけではないと思います。四日市も大事ですし、それから鈴鹿も大事だし、松阪も大事だし、伊勢も大事。それぞれ三重県というのは都市が分散しておりますから、分散している都市が、それぞれ駅前も含めて活性化をする。それで、県全体がにぎわいを取り戻していくということになろうかと思っていますので、それぞれの街で、特に人口の多い四日市と津というのはやっぱり大事なところでございますので、しっかりと県としても、国との調整の中に入っていて、お話をさせていただくのもやらせていただきたいと思っておるところでございます。それぞれの街がにぎわいを取り戻していくけば、県全体が元気になっていくという思いでおります。

[42番 青木謙順議員登壇]

○42番（青木謙順） 思いを聞かせていただきました。

津市が主体でやろうという話もありますが、県庁所在地、三重県の玄関口でございますので、そういうものを意識もしながら、最近ちょっと海上アクセスのほうも、あくせくしているようでございますけれども、そういうものも含めていろいろと、津から三重県全体への波及効果というのも大きいと思っております。また、リニアのこともありますし、アクセスのこともありますし、いろんな形で広げていただきながら、国、そして津市との連携を密にしていただいて、これからにぎわいのある空間が整備されるよう、引き

続き御尽力を賜りたいと思います。

時間、少しあちらまで、次に移らせていただきます。

稻垣議員の観音参りではございませんが、何度も質問したいと思うことが、次でございます。

次に、道路維持管理予算についてお聞きしたいと思います。

昨年の6月定例月会議の一般質問でも状況をお聞きし、県民の生活に直結する問題であることから、しっかりと予算を確保してもらいたいと要望をさせていただきました。

この課題については、それぞれの議員が各地域で要望されることが多いんですね。特に多いと聞いていますし、その後の進捗状況及び今後の展望等をお伺いしたいと思います。

まず、今年6月に第1次国土強靭化実施中期計画が閣議決定されまして、国による公共事業の強力な支援が継続されることとなりました。国家予算要望等、御尽力いただいた執行部の皆様には感謝を申し上げたいと思います。

さて、公共事業は、社会資本の整備とともに、維持管理を通じて県民生活の向上、地域の発展を実現するものでございます。道路を例に挙げますと、整備が進み、管理延長が伸びれば伸びるほどに、その後の維持管理や修繕等にかかる費用も必然的に増えていくこととなります。

パネル3を御覧ください。（パネルを示す）こちらの図は、道路分野における維持管理や修繕等に係る事業が、どのような予算で対応されているかを示したもので、ちょっと字が細かいので、見ていただいたらと。

のり面とか、橋梁、トンネルなどの点検に基づく計画的に維持管理を行うものや緊急輸送道路の舗装修繕、通学路安全プログラム、そういったものに基づく交通安全対策などについては、補助金とか、交付金による国の支援が得られるということがお分かりになると思います。

一方、除草、それから、雑草抑制対策、側溝整備・修繕、即時的な交通安全対策、その他突然に発生する施設の修繕や災害対応等については、県単費により実施をされています。

以前の一般質問でも申し上げましたけれども、近年は、国土強靭化対策の補助金等を有効に活用してインフラ整備を推進されていることに非常に感謝をしていますが、先ほども触れましたけれども、これに比例して管理対象が増え続けており、これまでの維持管理予算の規模では、皆さん、お声をじかに聞いてみえると思いますが、地域に密着した細やかな対応は不可能になっているのではないかと感じています。

そうした思いを持って、令和4年の12月の予算決算常任委員会総括的質疑で質疑を行ったり、その後、令和5年度は防災県土整備企業常任委員として、皆さんと共に様々な要望等を行わせていただきました。

パネル4を見てください。（パネルを示す）県議会の皆さんが本当に一丸となって声を上げていただいたおかげで、こちらの図は、令和5年度から7年度の県土整備部の道路維持管理予算を図示したものですが、令和6年度には、新たな雑草抑制対策として、防草シート、張りコンクリートなどの予算を計上しており、令和7年度も物価高騰や賃金向上等も踏まえて、維持管理予算の積み増しをしてもらっています。特に、除草や雑草抑制対策については、県民からの切実な声が最も多い案件で、昨年、令和6年6月の一般質問でも、改めて質問と要望をさせていただいたところですが、これに誠実に対応していただいていることがはつきりと数字にも表れており、改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、藤井部長、お待たせいたしました。今年7月に県土整備部長に着任されたところですけれども、地域における除草などの道路維持管理に関する声というのは、6月まで在籍されていた、千葉国道事務所におみえだったということですけれども、数多く届いていたのではないかなど想像します。ただ、県レベルになると、さらに多くの具体的で切実な声が届くことも多く、赴任されて以降、その辺りのことについても実感をいただいているのではないかと思います。

特に、三重県のような自然豊かな地方では、車は生活に欠かせない移動手段であり、ドライバー目線の声はもちろんのこと、地域住民からは地元の生

活道路の側溝修繕、路側修繕など、歩行者目線、それから子どもの保護者目線の声も非常に多く寄せられます。

そこでお聞きいたします。本県の道路事情や、こういった多岐にわたる県民の切実な声をお聞きして、どのように感じているでしょうか。

また、近年の雑草抑制対策や側溝整備などの対応実績とその効果について、どのように評価しておられるでしょうか、お尋ねをいたします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久）　ただいまお尋ねのありました道路維持管理の雑草抑制対策や側溝整備などの対応実績や効果について回答いたします。

三重県では、自動車が生活に欠かせない移動手段として利用されており、特に県管理道路では、広域的な移動のための利用のほか、議員からも御指摘のとおり、日常生活に密接した利用形態も多いと理解しています。

そのような中、除草や舗装修繕等について、大変多くの要望をいただきており、道路管理者として、安全かつ円滑な道路交通の確保に向け、道路の維持管理にしっかりと取り組む必要があると認識しているところでございます。

雑草抑制対策でございますけれども、コンクリートで固めたり、防草シートなどにより雑草の生育を抑える雑草抑制対策については、通学路や観光地など、事業効果が高い箇所を選定して実施しております。

令和6年度は、道路の維持管理予算を増額させていただき、約80か所において雑草抑制対策を実施いたしました。これにより、長期間、道路除草が必要になるとともに、通年にわたり交通安全と良好な景観の確保が可能となりました。

県内には、雑草抑制対策が必要な箇所がまだ多数存在することから、令和7年度も引き続き対策を推進しているところでございます。

また、道路の排水機能強化のための側溝整備につきましては、過去に冠水が発生した箇所など、優先度の高いところから順次対策を実施しているところです。そのほかにも、パトロール等を通じて把握した緊急性が高い小規模な側溝修繕は日常的に対応しているところでございます。

議員御指摘のとおり、雑草抑制対策や側溝整備など、適切な道路の維持管理を進めることができます、道路のより安全・快適な利用、円滑な道路交通の確保につながると認識しています。引き続き道路管理者として適切な維持管理に努めてまいります。

[42番 青木謙順議員登壇]

○42番（青木謙順） 藤井部長の三重県に対する率直な感想も交えていただきました。

昨年度の実績及び試算や、あと側溝整備の対応状況など、県内の状況もしっかりと丁寧に把握していただいたということがよく分かりました。

それで、そのことを踏まえて、県民の生活に密接したこのような維持管理について、今後、なかなか国でも予算の限界があり、県予算にも維持予算の限界があり、総務部長、そうですね、そういったところで、このさらなる要望に対して、本当に今後どのように取り組まれていくのか、県議会の皆さんも興味のあるところやと思いますので、部長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました県民の生活に身近な道路維持管理に、今後どのように取り組んでいくのか、回答いたします。

県民の皆様から、道路維持管理に関する多くの期待、要望があるのは、先ほど答弁させていただきましたとおり、強く認識しております。

一方、議員御指摘のとおり、予算には限りがあり、全ての要望に対応することがなかなか難しいのが現状でございます。このような中、安全・安心な道路交通の確保のため、必要な対策ができるよう、引き続きしっかりと予算の確保に努めてまいります。対策に当たりましては、これ、単純な道路管理というのは道路法上、補助がもらえませんけれども、維持修繕というのは国の補助金を活用してできるものもございますので、こういったものについては最大限、補助金の活用をしていきたいと考えております。

また、例えば除草でございますけれども、中央分離帯のような交通規制を伴う箇所では、優先的に雑草抑制対策を行うことにより、コスト縮減、こう

いったことにも工夫していきたいと考えております。

今後も工夫をしながら、地域の実情や路線特性などに応じて、安全・安心な道路交通の確保にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

〔42番 青木謙順議員登壇〕

○42番（青木謙順） 今後の維持管理事業の進め方について、藤井部長の考え方をお聞きしました。具体的な話もございましたし、精いっぱいしっかりと取り組んでいただきたいなど、こんなことを思うのが実感でございます。

また、講じた対策では、その効果を検証することも大事やと思いますし、効果的な予算執行を尽くした上で、もしもそれでも足りない部分がある場合は、さらなる対策を検討していただくということも強く要望したいと思います。

時間の関係もありまして、次に進めさせていただきます。

地域公共交通の充実に向けてと題しました。伺ってまいります。

三重県では、マイカーへの依存度が、先ほども少し触れましたけれども、高い状況であることに加えまして、人口減少、少子高齢化の進行から、鉄道やバスの利用者数が減少して、路線の維持が困難となり、交通空白地や交通不便地域と呼ばれる地域がございます。

さらに、コロナ禍の影響によって利用者が落ち込んだ結果、採算が悪化し、運行の継続が困難になったり、また、いわゆる2024年問題もありまして、運転士不足が深刻な事業者もあると伺っています。

一方、65歳以上の高齢者の運転免許自主返納者数については、令和6年は6382人、過去5年で約3万3000人となってございまして、高齢者の移動手段の確保が喫緊に求められています。

外出することは、心身の健康維持、社会とのつながりの維持などの効用がございますし、特に高齢者は外出の機会が減ると運動不足や社会との関わりの希薄につながってしまうおそれがあるとも言われています。

高齢者がより健康で充実した生活を送るためにも、地域における移動手段の確保は必要不可欠なものであると考えていますが、皆さん御承知のとおり、

昨年度実施されました第3回みえ県民1万人アンケートの集計結果によると、生活に関連した14分野の満足度において、不満、どちらかといえば不満と回答した層が、移動手段、交通の便利さで50.1%と、3年連続で最も高くなっています。

このような状況を踏まえると、地域公共交通の充実は喫緊の課題であると考えますが、地域公共交通の在り方についてはいつもしっかりと考へてもらっているわけでありますけれども、知事のお考へをお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員御指摘のよう、交通というの非常に重要な課題でございまして、1万人アンケートの結果もそうでございますが、青森で行われました全国知事会でいろいろな知事と話をしている中で、例えばこれからは学校の統廃合が加速化していく。それから、病院も統廃合せんと、もたらんようになってくる。それは全て人口減少がきっかけになってはおるんすけれども、そのときにやはり鍵となってくるのは、生徒であったり、あるいは患者であったり、そういう人たちを移動させる公共交通というのが鍵になるという話をしておりました。

それもありまして、9月12日に総理官邸で開かれました各県知事と総理大臣との意見交換が、これ、3回に分けて開かれましたので、47人が一堂に会するということではなかったんですが、私のほうからは、その場で、公共交通の重要性、人口減少の日本における重要性についても話をさせていただいたところでございます。

やはりそれに加えて、高齢者の方が運転すると危険もございます。2019年の4月に起きました池袋暴走事故、当時87歳の加害者が、早いうちに免許を返納しどきやよかったとおっしゃったんですね。そのとおりなんんですけど、実は三重県で免許の返納がそう簡単にできるかというと、東京はできるかもしません、名古屋の中心もそのうちできるかもしませんけど、それ以外の日本でというのはなかなか難しい。

折しも危険運転致死傷罪の当てはめについて、今、政府でも御議論がされているところでございますが、期せずしてスピードを出してしまうというのがひょっとしたら高齢者の一つの形なのかもしれない。

運転をせんでもええようにするためには、やっぱり公共ライドシェアというふうに言われています。ボランティア輸送と言われることもありますが、自家用有償旅客運送、そういうものを進行させていくしかないだろうと思つていてまして、今年、志摩市、そして南伊勢町などで実験をします。それを県内に広めていきたいと思っておりまして、令和6年度までは9の市町が県内でやっていただいていたんですが、これを今年度中に13市町まで拡大する予定でございます。誰もが移動できる、そういう三重県をつくり出していきたいと思っています。

あわせて、国全体では、全国自治体ライドシェア連絡協議会、全自連というのがありまして、そこに県として、静岡県と並んで三重県も参加をしています。全国的な話も活用しながら、三重県で公共交通をしっかりと根づかせていきたいと思っています。

[42番 青木謙順議員登壇]

○42番（青木謙順） 知事の地域公共交通に対する思い、とりわけ、先ほど9月12日の意見交換の紹介もしていただいて、公共ライドシェアに対する思いも伝わってまいりました。私も今後の地域交通を考える上で、公共ライドシェアの導入は必要であると考えています。

国土交通省も交通空白の解消に向けて、省を挙げて自治体や交通事業者と取組を進めると、強い意思表示がされておりまし、公共ライドシェアについては、市町、また、NPO法人等が運行主体となります、それぞれの市町における地域交通の事情は異なりますから、交通事業者との連携も必要になると思います。

県内における公共ライドシェア、今、御紹介のありました、その導入を進めていくためには、県の力強い支援が必要になると思います。

少し事例も出していただきましたけれども、今後、県内における公共ライ

ドシェアの円滑な導入に向けて、県としてどのような支援を行っていくのか、もう少し詳しく教えてください。

○地域連携・交通部長（生川哲也） 公共ライドシェアの市町への導入に向けた県としての支援につきまして、お答え申し上げます。

公共ライドシェアの導入に向けましては、市町において、幾つか課題がございます。予算や人員の確保が困難であること、制度への理解が十分進んでいないということ、さらには既存の交通事業者との調整が必要になるといったことが課題となっております。

このため、県では、国や交通事業者と連携をいたしまして、市町による公共ライドシェアの導入を伴走支援と財政支援の両輪で強力に推進しております。

伴走支援につきまして、具体的には、中部運輸局と共に市町を訪れ、それぞれの自治体に最適な公共交通ネットワークを検討する会議を、令和5年度から延べ13回開催しております。

さらに、今年度からは、国や交通事業者も交えた公共ライドシェア等導入支援チームというものも立ち上げまして、料金や運行区域などの制度設計や必要となる法的な手続、さらには国の補助金活用に関する助言など、きめ細かな支援を行っているところです。

財政支援につきましては、公共ライドシェアの導入にも活用できる県独自の総合対策補助金を令和6年度に創設いたしまして、今年度からは、公共ライドシェアの導入に対する補助限度額の引上げや補助対象期間の延長により、支援の拡充を図っております。

市町に対する財政支援の予算規模は、令和5年度は約1800万円でございましたが、大幅に増額をしておりまして、今年度は総額1億4200万円を確保しておりますところです。

今後も、市町が地域の実情に応じまして公共ライドシェアを円滑に導入できますよう、国や交通事業者と連携しまして、市町をしっかりと支援してまいりたいというふうに考えております。

〔42番 青木謙順議員登壇〕

○42番（青木謙順） 詳しく部長のほうから、公共ライドシェアの導入に向けて前向きに進めていただくということで、少し安心したところでございます。

冒頭にも申し上げましたとおり、県内には、人口減少や高齢化が加速する地域も存在してございまして、交通空白地域が存在するのも事実です。ぜひ、それらの解消に向けて、交通事業者も大事ですし、市町等の取組を全力で支援して、円滑な導入に向けての取組を進めていただきたいと思っています。

さて、地域における移動手段の代表として、バスもありますし、それから鉄道もございます。先日、関西本線では、観光列車はなあかりの運行が報じられておりましたが、今日は私の地元というか、私の家の裏を走っていますもんで、地元の大切な地域交通である名松線について、最後に伺いたいと思います。

今年12月5日で、ちょうどJR名松線が全線開通90周年を迎えます。昭和4年に、まず、松阪駅から嬉野にある権現前駅までの約7キロメートルが開業しまして、昭和10年12月には伊勢奥津駅までの総延長43.5キロメートルが開通しております。よく戦後80年、昭和100年、その真ん中が名松線90年といつて、覚えてもらおうと思っているんですけれども、皆さんも御存じのことだと思いますが、当初、松阪から名張までを結ぶ計画であったため、両方の地名の頭文字を取って、名松線と名づけられました。

沿線住民、私もその一人ですけれども、通勤通学、買物や通院などに利用される生活に密着した鉄道であるとともに、四季折々に移り変わる沿線の景色は、観光の方々を含め、多くの皆さんを楽しませてくれます。

昨年、令和6年12月3日、昭和10年の全線開通時に蒸気機関車への給水のために建てられた伊勢奥津駅の給水塔が国の登録有形文化財に登録されました。登録有形文化財である給水塔で、いにしえの姿を残しているのは、先日行きましたけど、鳥取県の若桜鉄道の若桜駅と本県の伊勢奥津駅だけという非常に貴重な鉄道遺産であり、今後のこの地域における観光資源になり得るとも期待されています。

さて、今年は名松線奇跡の復活から10周年の節目の年でもあります。思い出していただくと、平成21年10月8日、三重県全域を襲った台風18号の影響を受け、家城－伊勢奥津間の約40か所で土砂崩れや路盤流出が発生し、全線が運休となりました。7日後の10月15日に運行が再開したものの、家城－伊勢奥津間はバスによる代行運転の対応でした。

こうした状況において、JR東海からは部分廃止、バス転換の方針を打ち出されました。地元を中心に全線復旧を求める声が高まってきて、三重県全体で延べ11万人以上の署名が集められたこともあり、JR東海、三重県、津市の3者が協定を締結し、JR東海は鉄道復旧に約4億6000万円、県は治山対策に約5億円、津市は水路整備対策に約7億5000万円、合わせて約17億円もの事業費をそれぞれが負担し、復旧工事が実施され、平成28年3月26日に被災から6年5か月ぶりの全線運行再開につなげていただきました。

最後のパネルです。（パネルを示す）当日、伊勢奥津駅で開催された運行再開出発式では、JR東海の柘植社長をはじめ、当時の鈴木知事や前葉市長もお越しいただき、運行再開を祝いに集まられた多くの地域の皆さんと共に、午前9時35分に汽笛と共に走り出す一番列車を見送っていただいた光景は、今も鮮明に覚えています。

さらに、駅周辺で行われた復興再開を祝うイベントには、田村代議士や竹上松阪市長も駆けつけていただき、イベントを盛り上げていただいたことでございます。

実は、今年の12月7日、もう近いんですけれども、津市や、また地元であります美杉総合支所が中心になりますて、全線開通90周年イベントのほか、終着駅が持つ魅力と役割を再認識し、終着駅を生かしたまちづくりについて考える終着駅サミットや、伊勢奥津駅給水塔文化財指定看板の除幕式が開催されると伺っております。

全線開通90周年は、さらなる利用促進を図る絶好の機会であり、また、平成21年の災害復旧に込めた地域の思いを改めて思い出してもらうよい機会であると考えています。

そこで、全線開通90周年について、県としてはどのように取り組んでいくのか、地元や津市との地域連携も含めて、部長にお伺いいたしたいと思います。

〔生川哲也地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（生川哲也） J R名松線の全線開通90周年に向けた県としての取組についてお答え申し上げます。

J R名松線は、高齢者の買物や通院、若者の通学等に利用されておりまして、地域住民にとりまして、大切な移動手段であると認識しております。

また、名松線は風光明媚で様々な観光資源を有する路線でもあることから、県としましては、県内外に広く名松線の魅力を発信することで、利用促進に取り組んでいるところです。

例えば、昨年度は、愛知県や京都府の大型商業施設で開催した三重県フェアにおきまして、名松線の車両をイメージしたペーパークラフトなどを配布し、PRを行いました。

津市、松阪市と県で構成しておりますJ R名松線沿線地域活性化協議会におきましても、東京の三重テラスにおいて開催しましたローカル鉄道公共交通展におきまして、名松線をデザインしたエコバッグやパンフレットの配布を行ったほか、松阪市の地域のイベントにおきましても、写真パネル展示を行うなど、県内外で名松線の魅力発信に取り組んできたところです。

名松線の全線開通90周年に向けましては、アクセス数の多い観光三重のホームページやS N Sを活用しまして、記念イベントの情報や登録有形文化財に登録されました伊勢奥津駅の給水塔など、名松線の魅力を広く発信してまいりたいというふうに考えております。

また、11月には、県庁の県民ホールにおきまして、写真パネル展示や記念イベントのPRを行うとともに、来年1月には、県立図書館におきまして、パネル展示のほか、名松線や沿線地域に関する書籍を集めた特集コーナーを設置する予定です。加えまして、11月には、県外の商業施設で開催する三重県フェアにおきましても、記念イベントを紹介することとしております。

県としましては、長い歴史を持ちますとともに、桜や紅葉など、四季折々の美しい景色を楽しむことができる名松線沿線の魅力を県内外に広く発信することが、名松線の利用促進や沿線地域の活性化につながるというふうに考えております。今後も引き続き、地元や津市等と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

[42番 青木謙順議員登壇]

○42番（青木謙順） 私もまだかすかな情報しか分かっていなかったので、改めてお聞きしたところでございますが、いろんな形で県として関われる最大限、今、努力していただいているなということを感じさせていただきました。

また、さらに、まだ津市とか、鉄道事業者がどんなことをするぞというような発表もないようなので、これから恐らくいろんなことの発表もあって、12月ということで、もうあまり日がございませんもんで、そういうことを考えますと、こういう発表があったときには、こんなことを県としてやれるなということをどんどん積極的に提示していただきたいと思います。

また、その当時の復活のときを思い出すと、やっぱり県としてもしっかりと関わってみえるわけですので、市とか、美杉総合支所任せにするのではなくて、全体で考えていくということも、連携して支援をいただきたいと思っています。

当時、本当に奇跡の復活だったなという感激の列車でありましたけれども、そのときに、やっぱりＪＲ、社長もお見えになりましたけれども、三重県、津市がこうやって連携すれば、無理、ほとんど難しいということが奇跡的に復活するんだなということを思いました。それは熱い住民の思いであり、これから将来、高齢化する地域において、列車というのは非常に安定した安全な乗り物で、たまに鹿とぶつかりますので、それだけが気になるんですけれども。

私も実はあれから感謝の気持ちというか、何ができるかって、乗るしかないんですね、住民としては。ですので、あれからもう10年目になりましたけれども、先週乗って195回目まできました。あと5回乗ったら200回なので、

それぐらいしかもう感謝をお返しすることができないので、これはしっかりと目標を持って、自分なりにも頑張りたいなと思っています。

いずれにしましても、地域の移動手段を確保するため、市町や交通事業者と連携して、県として、あらゆる方策を講じていただきたいと、これを感じるところでございます。

一応質問の通告は以上でございますが、せっかく7分残りましたので、本日は一見知事再選後の最初の代表質問ということで、知事の政策集に掲げられていた項目のうち、知事の強みかなとも思える国土交通省に關係する内容を中心に今回はお伺いしました。また2月にあるので、ちょっと残しておきたいと思いますが、実はもう一つ質問しようかなと考えていたものがあります。新しく就任された塩野観光部長に敬意を表して、本当は質問しようかなと思っていたんですけど、インバウンドを含めた県の観光施策についてです。

先日も大谷翔平選手の55号、わくわくしましたが、先日、私はアメリカ大リーグの大谷翔平選手が所属するロサンゼルス・ドジャースの試合中継を、あまりなかなか見る機会がないんですけど、ちょっと見ていました。そしたら、5回の表だったかな、ドジャースの攻撃、ちょうど先頭打者が大谷翔平選手だったんですね。驚いたことに、大谷選手の後ろのバックネットに掲示される広告に観光三重って、あれって目を疑って、目をこすったんですけど、標示された電子看板が大きく映されていたんですね。いや、見間違ったかな、何か、実は最初気づかなかったんですが、大谷選手が二塁打を放って、リプレイでスイングの様子がアップになったときに、後ろでかでかと、観光三重の文字が映っているんですね。一瞬我が目を本当に疑ったんですが、驚きのあまり、せっかくの大谷選手のリプレイを見逃してしまったというが正直な話なんですけど。日頃から、派手さはないけれども、地に足をつけて地道に着実に必要な施策を推進していくと、謙虚さとも言える姿を見せる一見知事ですが、この広告を見たときには、一見知事のしたり顔が浮かんできまして、思わず笑ってしまったんです。

一見知事の本気度が伝わってくる出来事だったから、これ、あのタイミン

グでちょうど先頭バッターが大谷選手となって、リプレイの流れる長打を放つあたりはやっぱり知事、すごい持っているなと痛感したんですが、ぜひこの代表質問でいろいろお聞きしたいと思ったんですが、これほどの大きな広告を打ったにもかかわらず、あまりにも知らないですよね、これ、知らないな、おかしいな。これ、たまたま僕は見ただけで。知らんな、後ろに納得してもろている。だから、あまりにも広報等がなされていないことがもっと気になりました。恐らく海外の広告とか、大リーグでの広告ということで、ふだんの国内で行う広告事業と異なり、様々な制約というのがあったんかなと勝手に臆測するんですけれども、そんなこと也有って、質問するとややこしくなつたらあかんと思って質問を控えさせていただいた次第でございます。ごめんなさい。

観光関係については、今年の大阪・関西万博がありますし、来年は、我が会派の山本教和議員が協会長を務めます伊勢志摩国立公園の指定80周年、そしてG7伊勢志摩サミットから10年の節目にも当たる年でありますので、さらに先ほどの質問でも触れられておりましたが、遷宮に係るお木曳初式が4月に行われて、本格的にお木曳行事が始まる年でもあったと思います。

本日は私、会派としては1番バッターだったので、ジャブぐらいだったと思いますが、実はうちの会派、5期以上のつわもの4名が次々と一般質問に登場してまいりますので、覚悟して待っていただければと思ってございます。私も次の機会には、ぜひいろいろまた聞かせていただきたいと思いますので、今後もめり張りの利いた事業展開、様々な驚きと大きな成果を見せていただけることを期待いたしまして、また、私ども、会派自由民主党としましても、テーマにもありますように、県民の命を守り、三重の未来を拓くために全力で協力をさせていただくことをお約束しまして、少し2分ぐらい、お昼前なので、早う終われと言われていましたもんで、会派、自由民主党の代表質問を終結させていただきます。貴重な時間、ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後0時29分休憩

午後1時30分開議

開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○副議長（森野真治） 代表質問を継続いたします。48番 津田健児議員。

[48番 津田健児議員登壇・拍手]

○48番（津田健児） こんにちは。自民党県議団の津田健児でございます。

新しい会派ができまして、初めての代表質問ということでございますけれども、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思います。

まずは、先般、四日市で起こりました大雨による災害でございますけれども、四日市市と連携を取られてやっておられるということは聞いております。亡くなられた方はみえませんけれども、たくさんの方が困っておられますし、地下駐車場につきましては、国、市、会社、いろいろとまたがって、もしかしたらほっつけ合いになつてないかなというようなところも心配しますので、そんなときは、県が直接支援というのはなかなかないのかもしれないけれども、しっかりとアドバイスをしていただきたいなというふうに思います。

先々週、会派の引っ越しが完了しまして、あつという間に私の机の上はもう書類だらけで汚くなつておりましたので、先週の金曜日、書類を整理しておりましたら、4年前、知事選挙の後に、知事も入っていますけれども、スタッフと共に撮った写真が出てきまして、ああ、懐かしいなといつて見ておりました。ほとんどのスタッフが今回も残つて手伝ってくれましたし、常勤のスタッフで働く、手伝いをするということはできなかつたけれども、遊び

に来てもらったり、激励に来てもらって、知事は外で大変な思いをしていただけれども、私は楽しんで、時には私、独断の県政報告会を知事の事務所でさせていただいて、私は本当に楽しい選挙戦をさせていただきました。

写真の隣にいたのは三谷さんでございまして、ああ、三谷さんだと思って、顔もふっくらして、元気よく写っていました。三谷さんとは、山本幸雄先生の御縁もあって、仲よくさせていただいて、よく2人で食事も行きました。知事と初めて会ったときも三谷さんと3人でございまして、1500円のお茶を飲みながら、ホテルでお話をした覚えがあります。4年前の告示日2日目は、あの三谷さんと2人っきりでずっと、私が運転して、隣で三谷さんがしゃべって、半分は寝ていましたけれども、2日間ずっと三谷さんと一緒におりまして、2日目の紀宝町から上がっていく、北上するときは、紀宝でホテルが取れなかつたので、隣の新宮市でホテルを取って、夕食は三谷さんにおすしをおごってもらって、ああやこうや言っていた覚えがあります。

本当に議会人として、県議会議員として、思い切りやり切った人だなと思っております。私は三谷さんみたいなまねはできませんけれども、自民党県議団の仲間や議会の人たちと、私なりのペースでこれからもやっていきたいなと思いながら写真を見ておりました。

もう稻垣議員や青木議員が、4年間の抱負とか、いろいろ聞いていただきましたので、私、どうやって質問しようかなと思っていましたけれども、自分なりの角度で質問させていただきたいと思います。

知事選挙を通じて、知事の県民に対する向き合い方について、ちょっと御質問させていただきたいと思います。

県民が、また、県庁の職員が、一見知事はどんな人かということを知ることって、結構僕は大事だと思っています。一見知事が何を大事にし、何が大好きで、何が大嫌いかということを知ることは、僕は大事なことかなというふうに思っています。一見知事が大事にしたところから政策みたいなものが生まれるということもありますし、逆に大嫌いなことは、反動でまた違う政策が生まれたりしますけれども、やっぱりそうすることによって一見知事ら

しさが出てきて、一見知事らしい政策というのは、考え方方が違ってもしゃあないなって思うこともあります。

話はまた全然違いますけれども、今回の選挙戦で本当にがっかりしたことがございました。初めてじゃないけど、一見知事を強く恨んだことがあったんですが、当選発表会のときに、ホテルグリーンパーク津で行われたんすけれども、当然お祝いはタイだと思っていたんですが、ただ、さっき、前の東議員に、当選祝い、タイですよねって言ったら、うちはタイ2匹だというんですね。タイ2匹でこうやってするというんですね。野村議員に聞いたら、タイ、出てこないぞって言って、山本議員に聞いたら、私も出てこないというもんで、ちょっと矛先が何か、もうばって言おうかなと思っていたら、ちょっとと言えなくなってしまったんですが、後で、そのタイをもらって私、家で呼ばれようかなと思っていたんすけれども。

別に担当を決めたわけではないんすが、私が勝手に決めたタイ担当者に、タイって何で出てこないのって言ったら、知事が派手なものにはしたくないと、シンプルで、簡素でいきたいんだというもんで、タイは却下されましたというんですね。すごく残念だったんすけれども、でも、まあ知事だからしゃあないなって思ったりもして、それで、登場してきたのがリンドウの花束でございまして、おめでとうと言って、女性スタッフからこうやってされていましたけれども、司会者の方が、リンドウの花の花言葉を紹介されておられました。かわいらしいきれいな青紫の花でござりますけれども、花言葉は、誠実と正義だそうでございます。知事の好きな言葉だというふうに思います。それから、インターネットで調べると、人の悲しみに寄り添うというのも花言葉にあるみたいでございまして、そういうことを考えると、政策集に、ひきこもり支援だとか、ひきこもりを持つ親というのはすごく苦しんでいますし、いじめだとか、不登校だとか、性暴力の根絶をめざす条例だとか、あるいは命を大切にすることだとか、やっぱりそういうところから何か政策が生まれてきたのではないかなど私は思っております。

このたびの選挙戦で、いろんな方にお会いしたと思います。四日市でも個

人演説会を結構やらせていただきましたが、知事の評判を、知事ってどうやった、話はどうやったって聞くと、いろんな評価が出てこられまして、さっきも青木議員、言っていましたけれども、地味な知事だなだとか、パフォーマンスが少ないなだとか、パフォーマンスが少ないから好きだだとか、実績が十分だとか、インフラが整ってきただとか、握手した手が柔らかかっただとか、あるいは握手したときにずっと自分を見ててくれてうれしかっただとか、そんな声がありました。また、ええ話やったよって言われる人がおったので、どんな話がよかったですからって聞くと、何やったかなと言うもんで、意外と人の話って引っかからないんかな、握手したことだとか、元気よかつたことだとか、そういうことは引っかかるんだけれども、本当に卒業式の校長先生の挨拶と同じで、なかなか引っかからないのかなと思いました。

でも、その中で一番多かったのは、何だと思いますかね。一番多かったのは、ほかの先生方は分かりませんけれども、やっぱり誠実そうな知事ですねと言う方が圧倒的に私の周りには多かったので、県民から誠実な知事と思われているということは、本当に忘れないで、今までそうだけれども、これからも誠実な県政運営に努めていただきたいというふうに思います。

知事と話すときに、結構公の場でもあったと思うんですけども、知事は政治家じゃなくて、行政マンだって言われることがありますけれども、知事の近くにいる1人として、知事を見ておりますと、どっちかというと、何か軍人とか、兵隊をまとめる隊長みたいなイメージがあります。海上保安庁だからという先入観があるのかもしれませんけれども、私は何か兵隊、隊長というイメージがあります。本当に立ち回りが、私もそんなに上手じゃないですけれども、ちょっと下手くそで、もっとうまくやればなって、直球で返しているなって思うときもありますけれども、それは私は意外と嫌いではなくて、好きなほうです。

政治の世界って、それぞれみんな感じ方は違うと思いますけれども、本当にうそが多かったり、でたらめが多いときもあるし、嫌だなってすごく思うときもありますけれども、そんな中、知事が真面目に、誠実に、県民に対し

て当たっている、物事に接している姿を見ていまして、この人は不器用だけれども、正義感が強い人間だなって。特に、義憤という、世の中、理不尽なことだとか、こすいところがたくさんあるけれども、そんなのあかんだろうって、私を飛び越えてあかんやろうと言うときには、本当に正義感の強い人だなというふうに思っております。

質問に入りたいと思いますが、選挙後の記者会見で、課題解決は道半ば、県民の幸せを目指し、県職員と一緒にになって頑張りたいと抱負を語っておりますけれども、これまでもそうだったと思いますが、これからの中四年間、どういう思いで県民に向き合っていくのかということを教えていただきたいというふうに思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 御質問いただきまして、こういう言葉で、県民の皆さんに奉仕をしていきたい、仕事をしていきたいということで、御対応させていただくのが大事かなとも思っておりました。

まず、ちょっと誤解がございまして、報告会のときに花束を私、頂きました。あれ、男性スタッフから頂きました。女性スタッフではないです。頂いたのはリンドウの花であります。何でリンドウの花かって、実は花をお祝いに持っていきますよって言われたんですが、私、いいですって言ったんです。男性スタッフ、女性もよく頑張ってくれたので、上がってきてもらって、握手したらええんちゃうって言ったら、いや、それでは絵にならんので、花を持っていきたいって話があって、そんな大層なものでもないしつて言っていたんですけど、恒例ですのでということで。そしたら、リンドウの花をお願いしたいということを申し上げました。

このリンドウの花言葉は、先ほど議員から御紹介いただきましたけど、正義であります、私が35年働いていた国の役人を退官するときに、その前に働いていた海上保安庁のメンバーが来てくれて、実は花束をくれたんです。その中のリンドウが大きかったんですよね、たくさんあって。このリンドウというのは、実は海上保安庁には正義仁愛という言葉があります。その言葉

が花言葉であるんですという話を言われて、ああ、そうなんやな。そのときリンドウというのがえらい自分の中で引っかかっていて、好きな花になって、今回リンドウをもらったということです。

県民との向き合い方というか、県民に対して我々がやっていかなきやいけないのは、この四文字熟語、4文字の言葉である正義仁愛というのも大事なことだと思います。それ以上に私、実は鞠躬尽力ということを申し上げましたけど、これ、私がお仕えした冬柴元大臣が好きだった言葉でありまして、謙虚な気持ちで全力を尽くすというのが鞠躬尽力、こういう気持ちで県民の皆さんと仕事をして、県民のために仕事をしていく、ふるさと三重、そして同胞三重県人のために仕事をするというのが大事だと思います。

もう一つは、正義仁愛、これは昭和23年、戦後すぐですけど、海上保安庁の初代長官である大久保長官が、海上保安官の精神は何かということで訓示をされた言葉です。正義、これは治安を守る、悪を許さない、法執行を行う海上保安庁の姿を表していて、仁愛というのは人命救助をする、それを表す海上保安庁の精神、海上保安官のモットーを表す言葉ということで、正義仁愛ということをおっしゃいました。

正義が大事なのか、仁愛が大事なのかという話を海上保安庁で議論したことがあるんですけど、なかなか難しい、両方大事なんですけど、より大事なのは仁愛かな。海上保安庁のときは国の正義って議論をしていましたので、国によって正義はあるんです。人によって正義はそれぞれ違うかもしれない。でも、仁愛というのは一つちやうかなと。人に寄り添う、先ほど議員から人に寄り添うという言葉もリンドウの中に込められているということを言われましたので、それも大事かなということで、この正義仁愛の心でもって県民の皆さんに向かい合い、仕事をしていきたいと思っています。正義の重要性、性暴力の根絶をめざす条例、子どもを虐待から守る条例、それをしっかりとつくって、三重県が住みよい、にこにこ笑って皆さんのが住める場所にしていきたいとも思っています。

冒頭、議員から、大好きなものとか、大嫌いなものって言われまして、実

は私、あんまり大好きなものとか、大嫌いなものはないんです。あえて嫌いなものというと、やっぱりいじめとか、そういう陰湿なもの、それはあんまり好きじゃないので、これ、三重県総合教育会議でも、教育の現場でいじめがなくなるようにということでやらせていただいていますし、カスタマーハラスメントの条例、これも同じです。弱い立場の人をいじめるようなことは三重県から追放したいと、こういう思いでやらせていただいています。

県政の主権者はやっぱり県民ですので、県民の皆さんにそういう気持ちは向き合っていくということが、いいのかどうか、これからもあらゆる場で県民の皆さんにお話をさせていただいて、それこそ、何を言うておるかよう分からんというか、いろんなことを言うておったけど、ええ話やったかもしらんけど、覚えていないわということを言われることのないように、しっかりと伝えていきたいと思います。

[48番 津田健児議員登壇]

○48番（津田健児） ありがとうございました。

さつき辻内議員と、1年半後の選挙、頑張らなかんないって話をしていて、彼は思っていたより結構、よう歩くんですね。それは、全然違う話ですみませんけれど、山本幸雄先生もよう歩いたので、私が歩いていないとおやじによう怒られて、その怒られたことを私がよく辻内議員に言わせていただくんですけれども、何か自分が迷ったときとか、困ったときとか、何か落ち込んだときに、私は一軒一軒、結構回るようにしているんですね。そうすると、いろんな声が聞こえて、嫌なことを忘れるということではないんですけども、迷ったときには歩く、迷ったときには歩く、人と会うというふうにしているんですよ。

政策がうまくいっているときはいいんでしょうけれども、やっぱり我々、議会も、執行部も、知事も、迷ったときがあるじゃないですか。だから、迷ったときに仁愛を思い出す。本当にその人に寄り添っていられたのか。正義を持って当たれたのかどうか。迷ったときには戻る、迷ったときには本当に県民に寄り添っているか、仁愛を持って接しているか、そういう場面って、

結構迷ったときって、止まったときに、戸惑ったときにあると思いますので、非常に抽象的な言葉だけれども大事なことですし、もしかしたら、この70分の質問の中でその話をさせていただくかもしれませんけれども、迷ったときは戻る。これは県の職員も、迷ったときには、知事はそうだよな、迷ったときには県民に寄り添っているだろうか、仁愛をもって対応できるんだろうか迷ったときには戻るようにしていただきたいなと思います。私も迷ったときには言いたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

2番目なんですが、ちょっと重なるかもしれませんけれども、「失敗を恐れることはない！私がカバーする！」と。これは知事が当選後、幹部職員の前で言った言葉でございます。私は、あれ、知事にしては踏み込んだ言葉だなって、うんうんって言っていますけれども、あ、知事、言うたなというふうに思ったんですが、でも、下にいる者が上から求める、本当に求めたい言葉の一つだと私は思っています。本当は座っていらっしゃる方、全ての方にお聞きしたいとは思うんですけども、代表して総務部長に、この言葉を聞いて、どう感じて、どう伝えていこうかなというところも含めて、感想をお聞きしたいと思います。

〔後田和也総務部長登壇〕

○総務部長（後田和也） 職員を代表してというのは非常におこがましいので、職員、たくさんおりますので、いろんな捉え方があったかと思うんですけれども、私の立場としての受け止め方という部分でお話をさせていただきたいと思います。

失敗を恐れる必要はないというのは、チャレンジをしろとか、積極性を出してとか、そういうことにつながる言葉なのではないのかなというふうに受け止めていまして、令和5年度に職員に対して、チャレンジする職員が全体的に育成されていますかというようなアンケートをやったことがございます。その中で、チャレンジする職員が育成されていると感じている職員というのは、全体で32.9%という結果でした。

このことを踏まえまして、令和6年3月に策定した人財マネジメント戦略

におきましては、積極性という部分を一つの柱として打ち出したところでございます。

また、この戦略の中では、こうした積極性を組織全体として推進していくために、たとえ失敗したとしても正しい方向へ一步踏み出すことを褒めるなど、何事にもポジティブに取り組む職員の育成を目指しているところでもございます。

そういう中で、知事の職員に対する就任挨拶で、失敗を恐れる必要はないという発言を私ども、聞きまして、知事から職員に対して、これからは任せられるからどんどんチャレンジするようにというような前向きなエールを送つていただいたのかなというふうに私自身は受け止めております。

本年度から職員が積極性を発揮する仕組みとして、午前中の質問の答弁の中にもございましたが、「明日の県庁」創造チームでありますとか、ジェンダーギャップ解消チームなど、所属の担当業務以外で県政課題の解決に取り組む創造活動チャレンジ制度というのをつくりまして、職員の主体的な挑戦の支援に取り組んでいるところでもございます。

今後とも、職員に対して、研修等を通じてチャレンジすることの重要性を伝えるとともに、人事評価制度においても、チャレンジしたことを評価するというようなことで、職員の主体性を高めて、意欲や能力を最大限発揮できる組織風土づくりを進めてまいりたいと考えております。

〔48番 津田健児議員登壇〕

○48番（津田健児） 部長の印象は、もう失敗してもいいと、どんどんやれというエールだということを思われたということでございます。うんうんって言っていただいているので、多少の失敗は皆さん大丈夫でございますので、どんどんとチャレンジしていただいて、あとは知事がカバーすると。

その後の言葉も大事なことを言っておられるんですけれども、一番駄目なのは、行動、思考を停止することだということでございます。これもすごく大事なことであって、さっきの前半の質問にも関わるかもしれませんけれども、県民のための取組の行動を止める、思考を止めるのは駄目だよというこ

とでございます。たまに県職員を見ていて、ちょっと止まっているんじやないかなと思うときもありますので、そのときには、私も知事の言葉を思い出して、三谷さんみたいにはいかないかも知れないけれども、ちょっと思考停止しているな、行動が停止しているなと思ったときには、私も駄目だよということをがんがん言わせていただきたいなというふうに思います。

それでは、だんだんと具体的な質問に移らせていただきたいと思います。

三つ目の真夏の選挙でございますけれども、選挙というのは民主主義を支える根本でありますし、やっぱり候補者は1人でも多くの方に接して、1人でも多くの方に自分の考え方を伝える。SNSが普及したとしても、やっぱり会って話をする大事さだけは変わらないというふうに思っていますが、参議院選挙もそうなんですけれども、1人でも多くの方に伝えたいと。でも、来てもらったら危険だという選挙はやっぱりおかしいなというふうに思いました。県でできること、県議会でできることは、もうほぼないのかなと思ってしまうわけでございますけれども、全国知事会等で強く発信をされている知事でございますので、知事として、知事会のメンバーとして、取れるアクションにどういうものがあるのか、考え方も含めて教えていただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 真夏の選挙について御質問いただきました。

これについてお答えをさせていただく前に、ちょっとお許しを頂戴して、午前中の御同僚の青木議員の御質問で、大リーグで観光三重が出たというお話をいただいたことについてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

これ、9月の4日、5日に観光三重が大リーグの試合で出たんでございますけれども、私の、ある意味、選挙期間中のお話でございまして、御関係のところにお話をやっぱりしておくべきであったらうと私も反省をしておりまして、おわびを申し上げたいというふうに思いますけれども、これ、担当は観光部なんんですけど、観光部、実は大リーグのほうから報道発表を止められていたということで、報道はあかんけれども、御関係のところにお話しする

のまで止められていたかというと、そこは必ずしもそうではないので、おわびを申し上げないといけないと。実はこれ、私も聞いていなくて、聞いていなかつたこと自体が実は問題なんです。やっぱり県庁という組織を動かす指揮官、司令官という責任者であるのに、そういう情報が入っていなかつたということは問題でありまして、そこは今後注意してねという話は。実はほかの県の知事、もう今は辞めておられるんですけど、前知事から電話で、出ていましたねって言われて、知らなかつたもんですから、いや、知りませんでした、そうですかつて言って、翌日、そんなの出ていたんという話をしたら、出ていましたという話で聞いたんです。

これ、さっきの総務部長の答弁とも関係するんですけど、観光部としては、やっぱりチャレンジをしたんだということなんです。観光三重というのは、三重県は観光も含めて、あまり表に出ない、だけど、やっぱり大リーグなんかに出したら人気が出る、認識してもらえるだろうということでやつたということでございます。実は私は多分そうやろうなと思ったもんで、情報は入っていなかつたんですけど、あんまりきつく言いませんでした。頑張ったんじゃないかと、大リーグで。こういう話もあったよと。ただ、まあ情報は事前に渡せるところには渡さんとあかんよねという話はしたところでございます。今後、こういうことがありましたら、きちんと情報展開をさせていただきたいというふうに思っておりますので、お許しを頂戴したいと思います。

真夏の選挙でございますが、やっぱり我々、選んでもらう人間からしても夏はしんどいと思います。その前に、7月20日投票日で参議院選挙がございました。応援された方も、実際に出られた候補者の方も大変であったろうというふうに思いますけれども、何よりも有権者の方々の選ぶ権利をひょっとしたら制限しているんじゃないかという気がします。これはひょっとしたら真冬の、北海道とか、東北の選挙もそうかもしれませんけれども、御案内のように、公職選挙法で任期が終わる前の30日以内に知事の選挙とか、参議院議員の選挙は行われます。その間しか選挙できないんです。そやけど、6月の半ばぐらいから、9月の終わり、10月ぐらいまで暑いですよね。街頭がで

きないというのは本当に大きな話で、これ、4年前と比べても今暑いです。10年前と比べたらもっと暑いと思います。

もうここは変えるべきなんじやないかなと思つていて、先日、9月12日、先ほど青木議員の御質問に対するお答えでも申し上げましたけれども、公共交通も話しましたが、実はこの真夏の選挙も総理に話をしました。みんなはうんうんとうなずいておられて、そうやなというふうに感じておられたと思います。これは公職選挙法の規定の30日前というのをもうちょっと前に延ばして、前の選挙を選択できるようにしたらしいんじやないかというふうに思つてはいますので、それを総理にもお話をさせていただきましたし、官房長官も横に座つておいでになられました。担当の総務大臣も座つておられましたので、考えていただけるんじやないかなというふうには思います。ただ、そこで発言しただけで終わってはいけないので、全国知事会の新会長の阿部さんにも話をしてあります。実は阿部さんも、前、電話でお話ししたときに、私も夏の選挙なんですよと。相当大変ですよと。これは全国知事会としてもしっかり一見さんの話を受け止めて、政府とも話をしていくといふうにおっしゃっておられましたので、何よりも有権者の権利を制限しないように検討していただきたいと思いますし、我々も働きかけていきたいと思っております。

[48番 津田健児議員登壇]

○48番（津田健児） ぜひよろしくお願ひします。私もそう思います。

さつき服部議長が我々の部屋に来られて、なかなか来てくれないので寂しいんですけども、服部議長にも、しっかりとこの件については全国都道府県議会議長会で提案していただけるようにお願いしたいと思いますし、多分議長、テレビを見ていないかもしれませんので、見ていないときは、森野副議長、またしっかりと言っていただきたいなというふうに思います。

次に、政策集からでございますけれども、子ども第一の三重のところから、自己肯定感の涵養の推進というところの質問をさせていただきたいと思います。

この政策集の中に、自己肯定感という言葉を3回も記述いただきました。自己肯定感を持ち、命を大切にし、希望を持ち、自分の力を伸ばしていく取組を推進することとしております。今まで取り組んでいただきましたし、徐々に自己肯定感と捉えるような全国学力・学習状況調査のデータも少しずつ出ておりますので、成果は出ていると思うんですけれども、3回も入れていただいたわけなので、じゃ、これからもっとさらにどうするのかということを知事のほうから、また、教育長のほうからお聞きしたいと思います。

教育委員会については、選挙の後なもんで、もう知事に言っていたんですけども、企画員の人が、教育委員会にも答えさせてくださいって熱心に言われるので、普通の答弁ではあきませんので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 1期目の令和5年10月ですけれども、三重県教育施策大綱というのを知事として初めて出させていただきました。教育というのは今までなかなか携わらなかつた部分ですね。職員教育みたいなことは海上保安庁とか、あるいは関西国際空港株式会社でもやらせていただきましたけど、子どもを大人にする、人間として一人前にしていくというときに何が大事かなというのは、自分なりに自問自答したり、あるいは周りにいる教職員経験者に話をしながら考えていたんですけど、やっぱり一番大事なのは自己肯定感。勉強はできたほうがええのかもしれませんけど、なかなか三重県の学力の順位が全国で何位って、それはええほうがいいんですけど、それよりもやっぱり自分は自分として周りの人に愛されている。自分は今までいいんだ。その気持ちが大事ちやうかなと思って、教育施策大綱の中に、いじめと、それから教職員の働き方改革、この三つの柱の中の一つ、イの一番に自己肯定感というのを掲げさせていただきました。その後、教育界の人とか、あるいは県民の皆さんとお話をしていく中で、これは必ずしも間違えていなかつたなというふうに思います。

自己肯定感は、教育現場の教職員の方々が一生懸命やってくれていて、

いわゆる学調ですが、令和4年に小学生で77.9%が自己肯定的な回答をしたということに対して、令和7年、同じく小学生で85.1%が自己肯定感を持っていた、上がってきています。中学生は、同じく令和4年に79.7%、約80%、令和7年には86.8%、これも上がってきます。これは教育現場で、先生方、教職員の方が子どもたちに教育をしてくれているんだということで非常に感謝をしているところでございます。

具体的な取組は教育長からお話をあると思いますけれども、三重県でそういう自己肯定感を涵養する、養うようなモデル校を指定して、お互いを認め合う授業づくり、学校づくりをやってきているということで、これからもそれは伸ばしていきたいと考えているところでございます。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、自己肯定感を高めるための取組について、できるだけしっかりと答弁させていただきます。

知事が三重県教育施策大綱に、自己肯定感を柱の一つとして掲げられましたので、三重県教育ビジョンでは、自己肯定感の涵養を全32施策の筆頭に掲げておりまして、自己肯定感や幸福感など、一人ひとりのウエルビーイングの向上に注力することとしています。

その代表的な取組として、自己肯定感を涵養する授業づくり、学校づくりに向けたモデル事業があります。

令和6年度は、小学校3校、中学校3校、県立学校2校の計8校をモデル校に指定しまして、有識者を招聘して、お互いを認め合う授業づくり、学校づくりに取り組みました。

令和7年度は、モデル校は7校で、それに加えまして、小・中学校が連携できるように、二つの中学校区をモデル地域に指定しまして、取組の充実を図っています。

それから、自己肯定感の涵養は、やはり子どもたちと向き合う教員の指導力、これを高めていくことが極めて重要ですので、そのための研修を進めておりますし、また、市町が主催する教員研修の支援にも取り組んでいます。

このほか、子どもたちが自分も1人の人間として大切にされていると実感することにつながる指導、それから他者や社会のために役立つことを実感できる取組、それから達成感や挑戦意欲につながる体験活動、こういったものが重要であることを、様々な機会を通じまして周知しております、それがスポーツ・文化芸術活動の充実とか、海外留学や海外インターンシップの実施など、多彩な取組につながっています。

今後は、モデル事業を通じまして、自己肯定感を高めるためのポイント、つまり何が重要で、どう進めれば効果的なのかをしっかりと見極めまして、好事例とともに広く横展開を図っていきたいと考えています。

子どもたち一人ひとりが自他のかけがえのない価値を認識しながら、可能性を伸ばし、自分らしく生きていけるよう、自己肯定感を高める取組、引き続き積極的に進めてまいります。

[48番 津田健児議員登壇]

○48番（津田健児） 教育長の答弁、半分ぐらいどつかで聞いたような話だったと思いますけれども、でも、効果が徐々に出てきていることは事実でございます。ただ、コロナ禍以降、どこの県も上がってきていますので、それと比べるとどうなのかなってなると、ちょっとなっていると思いますので、先ほど、何が効果的なのかというようなお話をありましたけれども、その研究を進めていただきたいと思います。

それと、やっぱり先生が学校に行って、子どもたちにこう教えたいな、ああ教えたいなって、何かわくわくどきどきというか、やりがいがないと、子どもたちに伝わっていかないので、先生の満足度ってはかられていると思うんですけども、ちょっと改善されたかと思いますが、やっぱり先生が満足しないと、それって子どもに絶対伝わるので、やっぱり先生という視点はすごく指導力も含めて大事なのかなというふうに思わせていただきました。

再質問ですけれども、みえ子ども・子育て応援総合補助金、今年で3年目を迎えて、その総合補助金をどうブラッシュアップさせていくのかという検討に入っておられると思います。テーマを設定するのかどうかだとか、テー

マを設定した場合、どういうものがいいのかということを、もう既に考えていただいているんだと思いますが、この応援補助金ってすごく人気があって、いい取組だ、いいチャレンジだというふうに思いますが、この応援補助金を拡充して、そのテーマの中に、知事が最も大切にしている自己肯定感を高める取組だという指定をしていただいて、市町のいいアイデアを募っていただければなというふうに思うんですけれども、この取組について、行政展開方針をこれから発表しないといけないので、どこまで言えるかどうか分かりませんけれども、教えていただきたいと思います。

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、お答えいたします。

少子化やデジタル化の進展により、多様な価値観に触れる機会が減少するなど、子どもを取り巻く環境が変化する中、体験機会や様々な人との関わりは、自己肯定感が育まれ、子どもの豊かで健やかな育ちにつながるものと考えておりますし、こうした取組を進めていく必要があるというふうに考えております。

このため、県としましては、御案内ありましたみえ子ども・子育て応援総合補助金を通じて、市町独自の子どもの豊かな育ちに資する取組などが広がるよう支援をしているところでございます。

これまで、この補助金を活用して、例えばですが、地域の豊かな自然を生かした川遊び、森林学習などの体験事業、それから専門知識を持った地域住民と連携した自然保育事業などが行われております。

こうした子どもの育ちにつながる創意工夫のある取組がより一層進むよう、事例発表会の場などを通じて市町に情報共有し、横展開を図っているところでございます。

みえ子ども・子育て応援総合補助金でございますが、これにつきましては、これまで市町が取り組んできた事業の内容やその効果などを踏まえ、今後の支援の方向性を検討しているところでございます。お話をありました自己肯定感など、子どもの豊かな育ちを支えるという観点も含めまして、引き続き支援の方向性を検討してまいりたいと考えております。

[48番 津田健児議員登壇]

○48番（津田健児） 私、勝手に思い込んで受け止める癖があるんですけれども、さっきの口ぶりからいうと、ちゃんとやってくれるのかなって思ってしまっているんですけども、うんうんって何か微妙なうなずき方でございますが、ぜひ進めていただきたいと思いますし、自己肯定感は教えるものじゃないって、会派の控室で、小林正人議員が私に言うてくるんですが、確かにそうでございまして、やっぱり体験とか、子どもが夢中になるもの、仲間と夢中になるもの、だから自然保育とか、森林教育ってすごくいいなと思っていますけれども、そういうのも積極的に進めていただければなというふうに思います。

じゃ、次に行きたいと思います。

題名は、大規模な太陽光発電パネルの設置についてということでござります。メガソーラー、メガソーラーって言っているので、メガソーラーって言わせていただきたいと思います。

今回の選挙戦を通じて、いろいろと思ったことがありましたけれども、投票行動って、我々がいい悪いというのは言えなくて、例えばこの人かっこいいから入れたよという人もいるし、また、会社の社長だとか、自治会の自治会長から言われて、その人に会ってもないし、話も聞いていないけれども入れたよって言って、入れてもいいのかなって、投票しないよりはずっとかいのかなというふうに思いますけれども、何か間違った情報を基にその投票行動が生まれるのであれば、それは残念なことだなというふうに私は思っております。

今回、稻垣議員のほうからもありましたけれども、あたかも知事が森林を破壊してメガソーラーを設置することに推進派で賛成をしていて、片一方の人は阻止をしようとしていると。その対立軸をあおって味方を増やしていくような戦術がありました。すごく残念なことだというふうに思っています。

このメガソーラーについては、本当に議会でもかなり取り組みましたし、県とも知事とも話し合いました。プライベートでも知事と話し合って、宮城

県とか、宮城は税条例だけれども、税で議員らで議員提案できるだろうかつて言ったら、税はそんなの、議会では難しいので執行部だよだとか、やっぱり先ほど言われたように、自然を破壊してメガソーラーを設置することは私も反対だし、その価値観は知事とも共有できたはずでございます。

我々が当選後すぐに、再生可能エネルギーということでございましたけれども、中心はメガソーラーでございましたが、その課題に対して検討会をつくって、三谷さんや、今日お休みでございます平畠議員に副座長に入っていただきて、1年間、熱心に議論をして、1年半前の3月に知事のほうに提案、報告をさせていただきました。去年の12月に基本的な方針、住民同意というのは大切だねだとか、小規模なメガソーラーは課題になっていますねというような基本的な方針を述べられて、まさにこれから発表していただくということでございまして、我々三重県議会も、この件についてはしっかりと議論をさせていただきて、今日この場で返答いただくことでございます。

ですので、本当に今回の選挙戦、私もSNS使えないで何とも言えないんですが、議会として、議員として、うまく発信できなかつたことは反省せなあかんとは思いますけれども、やっぱり知事が賛成派、どっちかが反対派というような、間違った情報を基に投票されたことは非常に残念だというふうに思いました。

これから知事のほうから、この対応、我々の検討会の提言に対する回答をいただくわけでございますけれども、しっかりとお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

[一見勝之知事登壇]

○知事（一見勝之） 2024年の3月でございました。故三谷議員も一緒に議会のほうで、太陽光発電に関して、議会としての考え方をまとめていただきて、我々執行部に提言をいただきました。太陽光発電、野放図にそれを造らせるということはおかしいんじゃないのか。様々な課題、あるいは支障が出ておるという話を頂戴したところでございます。それを受けまして、我々も検討を続けてまいりました。

たまさか、この間、知事選挙があつて、そういうことをおっしゃる方がおられて、これ、実は茨城県も一緒なんですけれども、ワンイシューで選挙を戦われる方がおいでになられた。そのときに、私はSNSで反論をさせていただいて、県としては、メガソーラー、太陽光発電、推奨しているということはありませんと。むしろ基準を定めて、その基準を厳格に運用しておりますということを申し上げました。森林の保護というのも非常に大事だということを申し上げたところであります。

先ほどの御同僚の稻垣議員への説明でも申し上げましたけれども、今、再生可能エネルギーの電源構成は23%です。これを国は引き上げていこうとしています。火力発電はこれから抑えていかんとCO₂が排出されますので、再エネを伸ばしていかないかんと、原子力発電を伸ばしていかざるを得ないという電源構造になっていますので、やがて核融合発電というのは出てくると思いますが、アメリカは2050年、日本はもうちょっと早くと言っていますけれども、安全性も確保しながらやると、もうちょっと時間がかかるかもしれませんし、その間、やっぱり再生可能エネルギーでしっかりと電源を確保していかないかんというふうに思っております。

したがって、太陽光発電についても、きちんと我々としてもチェックをしながら、今までではひょっとしたらそのチェックのやり方が甘かったのかもしれないという気持ちを持って、県庁内部で見直しをしようということでやらせていただきました。

今、太陽光発電にはガイドラインというのがあります。指導要領と言ったらいいんでしょうか。50キロワット以上のものについては、きちんと太陽光発電パネルが設置されているところに誰が設置したんだというのを書いてくださいとか、あるいは近隣にただ雑草が伸びていって迷惑をかけないようになって、こんなことも書いておるわけでございますけれども、やはり50キロワットってかなり大きな太陽光発電ですので、ここも見直す必要があると思っていまして、規制ではないんですけど、行為指導、太陽光発電を造るときの一定の行為について、ガイドラインで指導しています。その範囲を広げよ

うと我々は思っています。50キロワットが今まで対象でありましたけど、これを10キロワットまで対象を広げて、大規模ではない太陽光発電についても、そのガイドラインに従ってもらいたいと思っています。

それから、この対象はF I Tといいまして、固定価格買取制度というのがあります。これは認定を受けて設置をする太陽光発電なんんですけど、今までは固定価格買取制度の対象である太陽光パネルだけ、このガイドラインの対象になっていましたけど、そうでないものについてもガイドラインの対象にしていきたいと考えているところであります。

今、申し上げたような、例えば近隣の区域に反射光だとか、あるいは雑草で迷惑をかけるということについても、これはやめてもらうということにはなるんですけども、ガイドラインを強化して指導をさせていただきますが、それでも状況が変わらない。結構県にも苦情が年に90件ぐらい来ているんです。それが変わらないということ、例えば1年ぐらい様子を見て、変わらないのであれば、これは他県のような形で条例をつくっていくということも検討させていただきたいと思っています。県民との約束にもなってきますので、その旨をガイドラインにもしっかりと、条例の制定についても、一定の条件下でありますけど、書いていきたいというふうに思っております。

加えて、環境影響評価でございますが、この環境影響評価に関しても、今、太陽光パネルの広さで10ヘクタール以上ということになっております、環境影響評価発動というものが。これは規制ではないんです。環境をちゃんと守ってもらう、環境保全してもらうということなんすけれども、それに関しても、我々としてはより区域を小さくして、小さな太陽光発電についても環境影響評価をしていくというようなことで検討させていただきたいと思っているところでございます。

あわせて、森林の保全についても、これは選挙期間中も申し上げましたけれども、我々はJ－クレジットを推奨しているところでございます。森林を伐採して、太陽光パネルを造るということを決して推奨しているわけでもありません。森林は森林で残してCO₂を吸収していただく、それは林業に

とっても大事なことでありますので、Jークレジット、これを推奨していきたいと考えているところでもございます。

〔48番 津田健児議員登壇〕

○48番（津田健児） 三谷さん、平畠議員が聞いてどう考えるかというところもありますけれども、ガイドラインの実効性については、前回の提言の中にも書かせていただきました。ガイドラインの実効性がないので、条例化をという要望をさせていただきましたが、ガイドラインの中身については、非常に厳しいものがあつたり、あるいはちょっと話を聞いてびっくりしましたけれども、1年間見て、状況が変わらなければ、条例化を検討するということをガイドラインに入れるというのは、あんまり見たことも考えたこともないわけでございますけれども、それをしっかりと書き込んでいただいて、来年なら来年の状況を見ていただいて、判断をしていただくということであれば、三谷さんや平畠議員も、まあまあ踏み込んだなというふうに言っていただけのではないかなと思っています。

こすい業者は、もういろんなことをします。近くの住民も、ここまで木を切ったらあかんって言っていたけれども、もう今切られて、山肌のパネルが見えているだとか、あるいは、この前も県政報告、ある町でしていたんですけども、高い木を切って、緑地面積は減らせないので、低い木を植えたりだとか、もういろんなことを、造ってしまえば何でもできるような会社も結構いますので、1年後の状況を見て、条例化に向けての検討をしていただく、これはガイドラインに書き込む、思い切ったことをしていただいたと評価をさせていただきたいと思います。

それから、これも提言書の中に書かせていただきましたけれども、やっぱり今は小規模のものに対する課題というのが結構多くて、三重県環境影響評価条例って、今は三重県は10ヘクタールでございます。それを下げていくということでございますけれども、これは条例なので、我々に上がってくると思いますが、8とか5だったら、これは、私は許せないですし、少なくとも一部林地開発許可に合わせて0.5というところもあって、そこは山梨県でか

なりやっておりますけれども、やっぱり小さなものをどんどんどんどん造ってくる業者もたくさんございますので、この面積については限りなく林地開発許可に合わせていただきたいと思いますが、その件についてお答えいただきたいと思います。

○知事（一見勝之） 先ほどの答弁の中で、ガイドラインの話、強化しますと申し上げたところがございまして、これ、実は私も選挙期間中に県民の皆さんとお話ししていく中で、反射光が大変なんですわと。隣地に、家の隣に設置されて、家まで光が入ってきて、家の壁が光で悪うなってきますんやという話をいただきました。やっぱりそういう悩んでいる方々、支障を被っている方がおられるんだなというので、ガイドラインにその部分もしっかりと書いていってもらおうと思っています。

それで、環境影響評価、アセスメントの対象でございますけれども、これにつきましては実は規則になりますので、議会のほうには、中身は相談させていただくということになりますが、執行部で決めていく話になるかなとは思っております。もちろん、ですから事前に御説明をさせていただきます。

具体的にどれだけかというのはなかなか難しい話ではあるんですが、山梨県では、森林区域0.5ヘクタールということでございまして、今、三重県ではかなり全国の中でも進んだ狭い範囲に、10ヘクタールにしております。やっぱり森林を守っていかなきやいけないということもありますので、具体的にはこれからではあります。三重県環境審議会というところに答申を求めるといけないので、この場で数値をというのは難しいんですが、例えばですけれども、森林区域については1ヘクタールというようなことも環境審議会に諮問をさせていただいて、そこでおかしいよという話が出なければ、そのぐらいの広さ、1ヘクタールといつても100メートル掛ける100メートル、結構でかい範囲ではありますけれども、アセスをもう少しきめ細かくやっていくということは、私の腹案としては考えているところでございます。

[48番 津田健児議員登壇]

○48番（津田健児） 1ヘクタールということで、安心ではないですけれども、

よく言っていただいたと思います。まだ決まったわけではないんですけれども、よく御検討していただいたと思っております。さっきも言いましたように、悪質な業者はいろんなことを考えていますので、いたちごっこになるかもしれませんけれども、ほかの都道府県を見ても、1というのはかなり踏み込んだことだというふうに思っておりますので、評価をさせていただきたいと思っております。

先ほど、J-クレジットの話がございました。選挙中も知事はJ-クレジットの話をしておられましたけれども、このJ-クレジットを、どうやって条例をつくるのか、どうやって広げていくのか、内容も含めてもうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○知事（一見勝之） J-クレジット、御存じの方も、御存じじゃない方もおいでになられると思います。森林はCO₂を吸収いたします。CO₂を排出しておられる、例えば工場を持っておられる企業の方、この方は、実はCO₂排出量を削減していかなければいけないんですけど、計画どおりの削減ができないということになると、企業名が公表されたりするんです。そのときに、自分のところの企業ではなかなか限界があるんやけれども、森林の持っているCO₂吸収力、これをお金で買うことができます。すると、お金が森林に渡って森林の維持ができるという、WIN・WINの制度なんです。それによってその企業は名前を公表されなくて済むということであります。この制度を三重県は県有林でまずやってみようということで、今準備をし始めて、ほんにそこまで来ておるところであります。

これを推進していく上で大事なのは、県もそうですし、市や町の持っている森林もそうなんんですけど、民間の持っておられる森林、森林というのは昔と違ってお金をなかなか生み出さないので、だから、太陽光発電の設置に売却してしまう、貸してしまうということがあります。J-クレジットを推奨していったら、それも収まる、少しゆっくりになるんじゃないかな、太陽光発電に売却をされることが少なくなるんじゃないかなということで、我々はこれを推奨していくと思っています。今、ノウハウを蓄積しているところです。

これ、条例制定も考えています。三重県では、こういう制度をつくっていますという周知をする。午前中の稻垣議員の御質問に対して、条例の意味を申し上げましたけど、県民の皆さんに分かっていただくということ。それから、この区域はJークレジットの推進区域なんだと。これは市や町や県もそうなんですけど、ここの区域でJークレジットを推進していこう、それを区域設定することによって、その区域は少なくとも森林を森林の形で維持をする、こういったことも県民の皆さんにも見ていただく。こういうような条例を考えております。

あとは、民間の方々にJークレジットを設定していただくときに、県がお手伝いをするというようなことも必要です。Jークレジットの設定にはノウハウが必要ですので、そういったことも条例の中に書き込んでいこうと考えているところでございます。

[48番 津田健児議員登壇]

○48番（津田健児） ぜひ進めていただきたいと思います。

地元でも、地元が、自治会が大反対しているのに、土地を貸してしまった、売ってしまったという人がいまして、やっぱりどうしても、もう山を持っておってもしやないんやわという人は、やっぱりそういうケースは多々あると思います。

Jークレジットは林業を営んでいないと駄目だということも聞いておりますけれども、さらにこのJークレジット制度を進めていただくようにお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

ライトアップ表示板と、歩行者横断指導線についてお伺いをしたいと思います。新たな交通安全対策についてでございます。

ライトアップ表示板の話をしようかなと思ったのは、（パネルを示す）これは、四日市の羽津いかるがというところなんですが、通学路できゅーっと曲がっていて、本当に見にくい交差点なんですけれども、生徒がひかれてしましました。この写真については、お父さん、お母さんが交通安全のために

なるんだったら写真を使ってくださいというふうに言っていただきましたので、いかにここが危ないかということをお伝えするために使わせていただきました。通学路です。毎日60名、70名の生徒、児童が通っています。

(パネルを示す) 次は、これ、急なもんで、車がいろんなポールをなぎ倒していっているというところでございます。

このライトアップ表示板、これは本当は信号を要望しているんですけれども、信号はいろんな基準があって無理だということなので、1年半ぐらい前に、こちらの自治会長から、ライトアップ表示板というものがあるので、つけてくれませんかという要望をお聞きして、(パネルを示す) 会派で9月17日に行ってまいりました。子どもがそこの下に座るとセンサーで、横断ありという光が点滅するというものです。これがライトアップ表示板です。

去年の総括質疑でもお話をさせていただきました。時間がなかったもんで要望でとどまってしまったわけなんですが、去年は200件以上の三重県内の信号設置の要望がありながら、7件でございます。これは毎年上げないと要望件数に上がっていかないので、ほとんど信号要望をしたけれども、信号設置ができなかつたと、要望がかなわなかつたというのが今の三重県の、全国的かもしれませんけれども、状況でございます。

でも、このほとんど九十何%の交差点等が、信号は設置できないけれども、何らかの対応が要らないということではなくて、やっぱり何らかの対応を県警察なり道路管理者含めてやっていただきかなあかんと私は思っております。

それから、(パネルを示す) ついでにもう一気に行きますけれども、これが歩行者指導線と思っていたら、正式な名称は歩行者横断指導線なんですが、これは松阪市の久保田町というところの県道を通っておりましたら、指導線だと思って写真を撮らせていただきました。横断歩道ではないんですけども、こういう緑だとか、赤だとか、道管によって色を変えられるわけなんですが、規制はできないんですけども、車に乗っている人に、ここは人が通りますよという注意喚起ができるという線でございます。

横断歩道も、本当に要望はたくさんあるけれども、設置ができないという

ことで、令和4年は136件の要望に対して10件、令和5年は150件に対して5件、もう98%が要望しても駄目だということをございます。令和6年は52件中12件、それなりに上がってきたんですが、これも要望したけれどもあかんで、もう来年はやめておこうという方がかなりたまっていると思います。これはやっぱり県警だけではなくて、道管だとか、教育委員会と連携しながら、一緒になって何らかの対応が必要だと思いますが、このライトアップ表示板、歩行者横断指導線の可否について、ぜひ検討していただいて、他県の状況も見ていただいて、設置をしていただけだと大変ありがたいと思いますが、どうぞよろしくお願ひします。

〔敦澤洋司警察本部長登壇〕

○警察本部長（敦澤洋司） それでは、警察本部のほうから、ライトアップ表示板に限り答弁させていただきます。

御質問のライトアップ表示板については、信号機のない横断歩道で、電光表示板に横断あり等の文字が点灯して、運転者に注意喚起する設備でありまして、埼玉県をはじめとして一部の県で導入されているものと承知しております。

この取組につきまして、現地視察を実施して効果を検証して、参考になるとともに、個別の交通実態を正確に把握して、効果的な安全対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○県土整備部長（藤井和久） 私のほうから、歩行者横断指導線について回答させていただきます。

議員御指摘のとおり、歩行者横断指導線は歩行者の車道の横断を指導する必要がある場所に道路管理者が設置するもので、歩行者が横断する場所の位置を示すことにより、ドライバーへの注意喚起を促すことを目的としています。

横断者の安全対策が必要な箇所では、現場の交通実態を踏まえた上で、歩行者横断指導線を設置してきたところでございます。

道路管理者としては、今後も県警察と連携を図りながら、歩行者横断指導線をはじめとする交通安全対策をしっかりと進めていきたいと考えております。

[48番 津田健児議員登壇]

○48番（津田健児） ぜひ連携を取りながら、要望がかなうようによろしくお願ひいたしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森野真治） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（森野真治） 暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時50分開議

開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

○副議長（森野真治） 日程第2、議案第128号から議案第142号まで並びに認定第1号から認定第4号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。通告がありますので、順次発言を許します。27番 杉本熊野議員。

[27番 杉本熊野議員登壇・拍手]

○27番（杉本熊野） お疲れのところ、もうしばらくお願ひいたします。

新政みえ、津市選挙区選出の杉本熊野です。

議案第130号三重県性暴力の根絶をめざす条例案に関する質疑をさせていただきます。

ちょうど2年前、令和5年の9月28日の一般質問で、前三重県議会議員小

島智子参議院議員が、三重県犯罪被害者等支援条例に加えて、性犯罪、性暴力に特化した条例が必要だと訴え、一見知事から条例の制定に向けて動いていきたいとの答弁がありました。先ほど、正義仁愛の一つとして、性暴力根絶についても触れられたところであります。

その後、多くの関係者や専門家の参加の下、条例検討懇話会が開催され、本条例案がまとめられました。大変意義深いものがあります。

また、6月定例月会議で提案のあった最終案からは、2項目追加されました。第7条の学校等の役割に性暴力を防止するための措置について明記をされ、第11条の推進体制の整備には、施策の実施状況を確認すると追記をされました。6月定例月会議以降、しっかりと御検討いただいたと思います。

今後は条例制定後、性暴力の根絶に向けた具体的な取組こそが重要であります。

そこで、改めてお伺いいたします。条例制定後、県はどのように性暴力の根絶の取組を進めていこうとしているのか、環境生活部長の考えをお聞かせください。

○環境生活部長（楠田泰司） まず、本条例案の提出に当たりましては、性暴力被害当事者の方や専門家、また、県議会議員の皆様から多くの御意見、御提案をいただきました。引き続き、関係者の皆様の思いをしっかりと受け止めまして、条例制定後の取組を進めてまいります。

条例制定後の計画の策定や施策の構築に当たり、今年度は、性暴力被害の経験や被害者支援に必要な取組について把握するために、アンケート調査を実施したいと考えております。

この調査結果を踏まえまして、有識者による懇話会を設置し、御意見をいただきながら、条例に基づく推進計画の策定を来年度にかけて進めていきたいと考えております。

なお、昨今の報道等でも大きく取り上げられております盗撮など、学校における性暴力の根絶は喫緊の課題です。

そのため、先ほど、杉本議員からも御紹介がありましたけれども、条例案

の第7条に規定しております学校等の役割に、教職員に対する研修機会の確保や施設・設備の整備等を講じることを努力義務として最終案から新たに追加をしております。

また、条例の制定によりまして、今後、性暴力に関する相談が増加することも見込まれますので、みえ性暴力被害者支援センターよりこ、相談の窓口ですけれども、その体制強化を進めていく必要もあるのではないかと考えております。

今後の施策の展開が性暴力の根絶された社会の実現に向けて、真に効果的なものとなりますように、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

[27番 杉本熊野議員登壇]

○27番（杉本熊野） 御答弁ありがとうございました。

アンケート調査を実施しながら、推進計画に取り組んでいきたいと。引き続き、関係者や専門家の御意見を聞きながらということでございます。

相談体制の充実も挙げていただきました。そのためには、人材育成が何よりも重要なだと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

この条例案、被害者支援については非常に詳細に明記をしていただいております。引き続き、推進計画への盛り込みをよろしくお願ひしたいと思います。

加えて1点、私から御要望させていただきたいことがございます。本条例案に何度も繰り返し出てくる文言があります。性暴力の根絶をめざす施策という文言です。とても重要なキーワードでございます。繰り返し何度も、全部で9回出てまいります。根絶を目指すという思いは伝わってくるのですが、どのように根絶していくのかは、条例案でははつきり示してはおりません。被害者支援のところは非常に詳細な記述があるんですが、実は根絶をどのようにしていくかという、こここの部分の記述は第23条に、性暴力が発生しない環境づくりと、大々くりで抽象的な言葉で表現されているだけでございます。ですので、推進計画を策定するに当たっては、ぜひこのところをより具体

的にしていただきますようお願いをしたいと思います。そのことによって、この条例を本当に実効性の高い条例として聞いていただきたいと思います。どう生かしていくかはこれからだと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

2点目、学校での性暴力の根絶に向けて、教育長にお伺いいたします。

三重県内では、教員による児童生徒への性暴力事案が断続的に起こっています。

また、最近では、先ほども御紹介がありましたけれども、全国的な教員らのグループが、女児の盗撮動画をアプリ内のチャットで共有していたとされる事案が注目もされているところであります。

このような状況の中、三重県教育委員会として、本条例案の第7条、学校等の役割、第15条、予防教育等の推進を受けて、今後どのように取り組んでいくのかをお聞かせください。

○教育長（福永和伸） それでは、学校の取組、幾つか申し上げます。

まず、子どもたちに対するアンケート調査というのがございます。

教職員による児童生徒性暴力等を早期に発見し対応するため、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を毎年度、県立高等学校、特別支援学校高等部・中学部、公立中学校等の生徒を対象に実施しています。

この調査は、単に実態把握のために行うだけではなくて、全ての教職員が生徒への自らの言動を振り返り、生徒との関わり方を見直す機会となるように活用しています。

今、社会に衝撃を与えていたる盗撮グループ事件が小学校で発生したことに鑑みまして、今後はこのアンケートを小学校段階でも実施する必要があると考えておりますて、本年度中の試行実施に向けて、今、市町教育委員会と検討を進めているところです。

それから、相談窓口の開設について申し上げます。

令和6年4月には、県教育委員会内に教職員による児童生徒への性暴力に

関する電話相談窓口を開設しまして、相談体制を整えました。

今後は、いじめなど様々な悩みの相談・通報窓口であります子どもＳＮＳ相談みえでも性暴力に関する相談を受け付けるなど、相談体制のさらなる充実を検討してまいります。

それから、教職員研修、盗撮防止対策について申し上げます。

教職員向けコンプライアンス・ハンドブックに、児童生徒性暴力に関する研修教材を掲載するとともに、新たに研修動画を作成するなど、全ての教職員が主体的に研修に取り組むよう、徹底を図っています。

そして、今回の盗撮グループ事案を受けて、公立学校における盗撮防止に向けた対策を取りまとめたところです。

次に、生命の安全教育について申し上げます。

児童生徒が性犯罪や性暴力に対して適切な行動を取れる力を身につけることができるよう、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、児童生徒の状況や発達段階に応じた生命の安全教育を進めています。

県教育委員会では、文部科学省の指導教材の紹介や本教育の概要をまとめた動画、講師一覧の作成・周知など、学校の取組が充実するよう支援しているところです。引き続き粘り強く取り組んでまいります。

[27番 杉本熊野議員登壇]

○27番（杉本熊野） 今、アンケート調査、子どもとの関わり方の見直しも含めて、取組を小学校からも実施するということでしたので、お願いしたいと思いますし、相談体制のさらなる充実もしていただくということでございました。

研修の充実についてもお話しをいたいたんですが、そのことについて少し申し上げたいことがございます。

性暴力を受けた当事者の方の声です。

子どもに対する性暴力について理解を深めてほしい。担任等の立場を利用して、閉じ込められた空間の中で、じわじわと時間をかけて精神的に支配しながら性暴力に至る、そのプロセスを理解してほしい。そのために、性被害

の当事者や専門家の話を聞いてほしい。子どもの小さな声を聴き取る訓練をしてほしい。子ども自身が違和感や被害に気づき、誰かに相談でき、逃げるなどの行動ができるよう予防教育をみんなで学んでほしいと訴えておられます。

教員と子どもという圧倒的な力関係の下で、支配から暴力へ、この性暴力の構造をきちんと理解する必要があります。ですので、研修内容のところで、ぜひ深い理解、学びをお願いしたいと思っています。

それから、生命（いのち）の安全教育について触れられました。

生命の安全教育について、常々、私が最近思っていることを申し上げたいと思います。

1998年の学習指導要領に盛り込まれました、いわゆる歯止め規定、妊娠の経過は取り扱わないものとするは、生命の安全教育に取り組む上で大変支障があると思っています。今、インターネットや漫画、アニメなど、ゆがんだ性情報は本当に子どもたちの周りにあふれています。そんな社会の中で、子どもたちは日々生きています。妊娠の経過を扱わずに、子どもを性暴力から守れるでしょうか。子ども自身が自分を守れるでしょうか。生命の安全教育が本当にできるでしょうか。

性暴力を根絶できる、生命の安全教育とは、性の教育とは、このことについて、今、やはりもっと研究をし、実践していく必要があると私は思います。それが、本条例が求める性暴力根絶の中核を成すものだというふうに私は思っています。ぜひこの辺りは、教育委員会としても御検討いただきたいと思いますし、このことは学校教育の中だけでできるものではございません。社会全体が問われているものだというふうに思っています。日本はポルノ大国だというふうにも言われております。その辺りのところを大人の私たちがしっかりと受け止めながら、社会全体として、この性暴力の根絶を目指すというところを共に私も取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

懇話会の委員の方が、こんなことをおっしゃってみえました。今回の条例

策定における県の姿勢にとても感謝している。執行部の皆さんのが丁寧に、委員の意見を聴き取っていただいたこと、そして何よりも5回の懇話会のうち、一見知事が3回出席されたことはうれしかったし、その知事の姿勢を見て、勇気が出て頑張れたとおっしゃっておられました。ありがとうございました。

最後になりますけれども、性暴力は被害者の心身や尊厳を著しく害する重大な人権侵害であり、決して許されないものであります。性暴力に対する全ての責任は加害者にあり、被害者には一切の責任がありません。このことが前文に明記されたこと、私も本当に心に深く刻ませていただき、感謝を申し上げたいと思っております。

本条例を基に、これからも取組が進むよう頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○副議長（森野真治） 9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○9番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

通告に従い、認定第3号令和6年度三重県病院事業会計決算に関する質疑を行います。

（現物を示す）まず、こちらの令和6年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書というものを引用したいと思います。2ページの、審査の意見、一段落目にこう書いてあります。

令和6年度病院事業会計については、地域包括ケア病床の活用や診療報酬の改定により医業収益が増加した一方、新型コロナウイルス感染症の病床確保に係る交付金の皆減や給与費の増等により、経常損益は、前年度に比べ4億7523万4353円悪化した。また、前年度に計上した特別利益の皆減により、純損益は、前年度に比べ34億1285万8924円悪化し5億2335万4496円の純損失となり、赤字となったということがあります。

こここの部分の特徴としては、やはり赤字となっていること、そして審査の意見には診療報酬について触れられている部分がないということだと考えております。

ここで、伺いたいと思います。

この引用しました部分の決算審査意見書についての受け止めを1点伺いたい。

そして、2点目、特にこの経常損益、つまり純損益である赤字の額と、診療報酬、これは薬価を含めると削減をされてきているものであります、これら経常損益と診療報酬との関連についてどうお考えか、伺いたいと思います。病院事業庁長に答弁を求めます。

○病院事業庁長（河合良之） それでは、令和6年度三重県病院事業会計決算に係る経常損益と、あと経常損益と診療報酬の関連についてお答えいたします。

令和6年度の病院事業会計決算における経常損益につきましては、前年度より約4億7000万円悪化し、約5億2000万円の赤字となりました。

その主な要因は、新型コロナに係る国からの交付金が皆減したことに加え、コロナ禍における専用病床確保などの影響により減少した患者数が新型コロナ発生前の水準まで回復しておらず、また、近年の急激な人件費の上昇や物価高騰により費用が増加していることなどによるものです。

医療機関につきましては、主に国の定める公定価格の診療報酬に基づき運営しているため、これらの費用の増加分について価格転嫁することが困難であり、病院経営は大幅に悪化しております。

令和6年度の診療報酬改定では、医療関係職種のベースアップのための特例的な対応も含め、0.88%のプラス改定にとどまっておりまして、運営コストの増加に対応できていない状況です。

全国の自治体病院の経営状況を見てみると、全国自治体病院協議会の調査によると、令和6年度決算において経常損失を生じた会員病院は約9割に上り、危機的な状況にあります。

このような状況の中で、今後、さらなる物価や人件費の上昇が見込まれ、個別の病院の経営努力のみによる収支の改善は難しい状況にあることから、国に対し、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬改定や補助金・交付金の

充実、地方財政措置の拡充等を図るよう、継続して働きかけを行っていくとともに、引き続き県立病院に求められる役割・機能を担っていけるよう、医療従事者の確保等による診療体制の充実や他の医療機関等との連携強化を図りながら、持続可能な病院運営の確保に向け、経営改善に努めてまいりたいと考えております。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 御答弁をいただきました。

今、おっしゃっていただいたデータの中では、令和6年度の決算では、約9割が赤字という御指摘がありました。これは本当に大きな問題だと思います。

それで、診療報酬については、ベースアップを含めて0.88%にとどまった診療報酬のところに触れていただき、それが運営コストをカバーできていないというところ、そういった御発言を確認させていただきました。本当に医療体制が足元から揺らぐような状況なのではないかと私も考えております。

加えて、先日、知事提案説明の中でも述べられていた点がありましたが、国に対して、公立病院を含む医療機関の経営改善に向けた財政支援の拡充等について要望していただく、これからもしていかれるということでありましたが、知事としても病院経営への危機感をお持ちだということが本当にうかがえました。

また、全国知事会も同じような方向を向いているということとして、国への令和8年度の要望にも、診療報酬の改定などに触れて要望があることを確認しております。

また、さらになんですかけれども、やっぱり現場の声はどうかといいますと、ほかにも、日本病院会をはじめとする全国の病院団体も、厚生労働省への提言の中で、診療報酬の改定について述べられていると。本当に病院経営だったり、現場からの声は軒並み、診療報酬、今のアップの幅では足りませんということが述べられているわけであります。

そもそも、改めてのところになりますけれども、診療報酬というのは、一

一つ一つの診療行為に厚生労働大臣が定める点数であります、診療に係る医療費を算出するのに使われているものです。医療機関に対して支払われるものですが、医療機関でかかる様々な経費を賄うものになっていくということです。医薬品や医療材料、医療機器、機材などの購入や様々な医療労働者の人件費、給与等にも必要な費用になってくるものです。私自身も、一応医療現場で働いていた者ですから、その立場としても、やはりこの診療報酬の問題は、病院経営の問題だけではなくて、医療労働者への報酬とも直結する問題であります。

安定して、持続可能な地域医療のためにと先ほど御答弁の中でもありましたけれども、三重県として継続して国への要望をしっかりとしていただきたいと考えているところでございます。同じ目線を持っているということも確認させていただきましたし、県民の命を守るためにの施策というところで、議会からも、また取り上げたいと思います。

以上で質疑を終わります。（拍手）

○副議長（森野真治） 以上で、議案第128号から議案第142号まで並びに認定第1号から認定第4号までに関する質疑を終了いたします。

議案付託

○副議長（森野真治） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第128号から議案第142号まで並びに認定第1号から認定第4号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森野真治） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表

総務地域連携通常任委員会

議案番号	件名
128	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
131	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案
140	財産の取得について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
130	三重県性暴力の根絶をめざす条例案
134	水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例案
135	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の一部を改正する条例案

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件名
129	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
132	三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案
133	三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
137	工事請負契約の変更について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P6橋脚））
138	工事請負契約の変更について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P7橋脚））
139	工事請負契約の変更について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P8橋脚））

教育警察常任委員会

議案番号	件名
136	警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例案
141	財産の取得について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
142	三重県手数料条例の一部を改正する条例案

認定番号	件名
1	令和6年度三重県水道事業会計決算
2	令和6年度三重県工業用水道事業会計決算
3	令和6年度三重県病院事業会計決算
4	令和6年度三重県流域下水道事業会計決算

○副議長（森野真治） これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（森野真治） お諮りいたします。明10月1日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森野真治） 御異議なしと認め、明10月1日は休会とすることに決定いたしました。

10月2日は定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（森野真治） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時14分散会